

第九十六回 参議院 農林水産委員会 會議録第五号

昭和五十七年三月三十日(火曜日)
午前十時六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 坂元 親男君
理事 下条進一郎君
鈴木 正一君
宮田 輝君
川村 清一君
鶴岡 洋君

委員

岡部 三郎君
北 修二君
熊谷太三郎君
藏内 修治君
古賀雷四郎君
田原 武雄君
高木 正明君
中村 慎二君
坂倉 藤吾君
村沢 牧君
中野 明君
藤原 房雄君
下田 京子君
田淵 哲也君
喜屋武眞榮君

国務大臣

農林水産大臣 田澤 吉郎君

政府委員

農林水産政務次官 成相 善十君
農林水産省農蚕園芸局長 小島 和義君

農林水産省食品流通局長 渡邊 文雄君
林野庁長官 秋山 智英君
水産庁長官 松浦 昭君
事務局側 竹中 譲君
常任委員会専門員 藤原 康夫君
説明員 海上保安庁警備救難部救難課長 藤原 康夫君

本日の会議に付した案件

○松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(坂元親男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○八百板正君 どうも皆さん御苦勞さんです。短い時間をいただきましたので、本日に長距離電話の二通話ぐらいで、そんな気持ちでお話いたしますので、御了承願います。

こういう自然を相手の法律なんですから、臨時措置法とは言っても、やっぱり十年か二十年ぐらいを考えて何ほ短かくともいくべきものだろうと思ふんです。

五十二年ですか、八十国会で成立いたしました当時の質疑応答、衆議院、参議院、一夜潰けながら全部目を通しました。また、松に関する単行本

や専門の本なども、これまた一夜潰けに四、五冊目を通しました。大変、考えれば考えるほど、単純な問題でないということが私も幾らかわかりました。

そこで、名前を変えることなんですが、名は体をあらわすというように申しますが、いままでは防除特別措置法「特別防除」としてあつたものを今度は「被害対策」というふうに改めるといふのでございますが、これはちよつと考え方がいただけないという感じがいたします。これは改正じゃなくてかえつて悪くなるという考え方が含まれておるんじゃないか、悪くなるというよりもその場しのぎという考え方になるんじゃないか。しかも、そう言いながら改正の中身を見ますと、大抵のところではいづれ「総合的に推進する」というふうに変更まして、大変前と違つたところを出そうとしておるのに見えらるんですが、名前からいたしまして被害対策という考え方と防除という考え方と考へて、どつちが総合的かと言いますと、私はやっぱり古い方がむしろ総合的だと思ひます。被害というのは、現に起こつた災害なり災いなりを現実認めた形においてそれにどう対処するかという考え方ですから、まあ言つてみれば対症療法みたいなものでありまして、そういう意味で、改正と言つてよくならないんじゃないかと思ふんですが、この辺どんなふうにお考えでしょうか。

○政府委員(秋山智英君) 私も過去五年間にわたりまして、特別防除並びに伐倒駆除を中心としてたしまして措置してまいつたわけでございまして、この五年間の施策の結果を見てまいりますと、予防措置といつたしましての特別防除も必要であります。さらには地上におきまして特別伐倒駆除あるいは被害地を別の樹種に転換する林種転換、それから従来の防除体制につきまして、町村

も今度はその一環に入つていただくという意味におきまして、あらゆる対策を緊急かつ総合的に実施するということで、松くい虫被害対策特別措置法としたわけでございまして、各般の施策を総合的に実施するところ非常に意味があるというところでございまして。

○八百板正君 参考資料とか、いままでの質疑応答で伺つておることを私も一わたり目を通しましたから、決まり切つた話はちよつとお聞きしても意味がないんです。

それから、あした、あさつてなんというふうな日限で参議院の最終審議に持つてくるなんという、こういう進め方は、こういう法律としては、ちよつとおかしいんじゃないですか。なぜこんなふうになつたんですか。

○政府委員(秋山智英君) 現行の法律が三月三十一日で日切れになることももちろんございまして、マツクイムシの防除につきましては、やはり春のマダラカミキリが飛び出す以降から、計画的にやはり各種防除を進めていかなきゃならぬわけでございまして、そういう意味におきまして、できるだけ早く御審議をいただきまして、この五十七年度の防除体制から万遺憾をないようになつていただきたいと、こういう趣旨もございまして、よろしくお願いいたします。

○八百板正君 私の言うのはそういうことじゃなくて、なせもつと早くこういうものを取り組めなかつたかと、国会にも出せなかつたかと、こういうことなんです。五年前からわかつてるんですから、そして、五年前からわかつてるし、五年間の成果にしても、空から毒物をまいて、結局空中毒殺をやつただけでしょう。だから、その結果はちよつともよい結果が出てないんですから、わかつてるんですから、だからもつとせめて一年前ぐらいには出して、十分に検討すべきじゃなかつたか

と思うんです。私も非常に残念に思うのは、一夜潰けで関係の資料全部目を通しました。しかし、現場を見て、どんな施策をやった、どんな結果が出て、どういう問題があるかという点を現場で見る時間が全然ありませんで、その点残念に思っているんですが、そういう意味で、もっと早くこういうものを国会の方に出すべきだったと、こう思うんです。これは、そういうふうな点は心がけの問題ですから、応答したつてしようがありませんから。それからまたこれ後に同じようなことになると思うんです。そうすると、そういう点考えまして、場当たりでやつつけてしまうというようなことでなくて、こういう自然の生態を相手にする仕事ですから、そんなにばたばたといくものじゃないですから、だから審議だつて十分時間をとれるように対応してこれらるべきだと思うんです。ことに、総合的なんでなうに改めてここに、中身を少し目的のところを変えていくということになりますと、なお一層そういう感じがいたすわけでありまして。現にあれでしょう、五十二年当時の状況は、全国で、県内でザイセンチュウないというふうに見られておつたところが十何県あるんだけれども、いまではもうほとんど一、二県しかないというふうなうに、むしろびまんしているというのが五年間の成果だと思ふんです。ですから、そういう意味で当時林野庁長官、政府委員はかならず五年内に、まあ全滅とは言わないけれども、終息させるというふうなことを、国会の質疑でも繰り返し繰り返しておられるわけですから、それがこういう結果になつておりまして、後また五年を展望してこういう法律を出されるわけですから、その辺のところはひとつ謙虚に取り組んでもらいたいと思ふんです。

大休、今後五年後には、いままでの五年の結果はどつちかつていうと蔓延型になつたんですが、今度の五年の措置でもって本当に当初言つたように終息型に持つていけるつていう自信をお持ちでしょうか、この辺はつきりひとつ見解を述べていただきたい。

○政府委員(秋山智英君) 私ども、過去五年間の当初特別防除を中心によりまして、さらに途中で五十三年に異常気象等の高温少雨によりまして大被害が拡大いたしました。その過程におきまして予備費等をこれに導入しまして、既定の伐倒駆除をのぞきまず伐倒駆除を進めると同時に、森林審議会にマツクイムシの対策部会をつくつていただきまして、防除体制についてどうすべきかという議論も大変していただきました。その結果今回御審議いただいておりますように、予防といたしましては特別防除を実施するわけでありまして、同時に、保安林、あるいは先端地域と申しますが、これから先に被害を持つていくことはできないところにつきましては徹底的に特別伐倒駆除で、伐採し、これをチップ化し、あるいは焼却すると。さらに一般の地域につきましては伐倒駆除を進めると。また、この進め方といたしましては、国と県はもちろんでありますが、地域の皆さんも入つていただきまして、一体的にこれを防除し、また、これが防除できない部分につきましては林種転換をし、機能を回復するというふうな総合的防除でこの五年間の行政目標を掲げまして、徹底的に最大限の努力してまいりたいと、かように考えているところでございます。

○八百板正君 私も先ほど申し上げましたように現場見てみませんからぜひ見たいと思ふんですが、いままで五年の間にどこでどういうことをやつてうまくなかつたか、余り成果が上がつてないところでは、どこでこういうふうなやつたが成果が上がつてるといふところをひとつ教えてもらいたい。それから、そこを現実にあんな足を入れてごらんになつておるかどうか、あわせて。

○政府委員(秋山智英君) 過去五年間におきまして特別防除を実施し、かつ、一部につきまして伐倒駆除を併用したところにつきましては、たとえば佐賀県の虹ノ松原、あるいは鹿児島県の吹上浜、それから静岡県の本松原というふうなところにつきましてはそれなりの成果が上がつております。しかしながら、一方におきまして、この五

十三年の異常気象によりまして、従来被害でございましたところが異常な被害が出てまいりました。たとえば茨城県等におきましては、五十二年に對しまして五十三年が二十八倍も一遍に被害が出たと、こういうことであります。その中におきまして、私ども先般視察に参りました茨城県の筑波山におきましては、特別防除、さらに一部伐倒駆除を加へまして、現在いい状態で管理がされておるといふ実例がございます。

○八百板正君 まあ、約束の時間は過ぎちゃつたから、もうその点は後で事務的に伺います。

それから、これは衆議院でも参議院でも両方での前の法律のときに附帯決議ができています。ですが、余り附帯決議に對して本氣になつて考えておらないような感じがするんですが、これは単に抽象的に御意見尊重でなくてひとつ具体的に進めてもらいたい。五年間の過去と、これからまた何かいろいろな意見がつくでしょうから、そういうのを含めてひとつそういう心組んでやつていただきたいと思ふんです。その中でやつぱり日本の在来種とも言うべきアカマツとかクロマツとか、比較的これ抵抗性が材線虫に對して弱いんですが、弱いといふことは、結局ザイセンチュウは日本に発生したものではないといふことを示したものだと思ふんですが、そうすると外来のものの方がまず抵抗性を持つています。同時に、ザイセンチュウのルーツは、その方に目を向けた方が正しいといふことになるだろうと思ふんですが、そういう意味で、質疑応答の中でも答えておられますが、附帯決議でも指摘されておりますが、抵抗性品種の選抜、交雑、そういうようなところをやるやると言つておるんですが、五年間に——もちろんこういう問題は五年、十年ですぐにどうという成果が出るものじゃございませんけれども、やつぱりどの程度までやつたというようなことはあるだろうと思ふんです。その辺のところを中間的に一言でいいから、どのぐらいままでやつてきたと、ここをひとつお答えいただきたいと思います。

○政府委員(秋山智英君) 抵抗性品種の問題につきましては、二つの方法でやつてまいりました。第一点は選抜育種の方法でありまして、西日本の被害地から抵抗性の強い品種を選抜しまして、現在その中から約五百クローンを摘出して、これを現在林木育種場で増殖中でございます。これは五十九年から具体的に海岸地その他にまず植えていく、同時に二次検定をし、さらに採種園を造成するのは若干時間がかかりますが、当面五十九年から一部につきまして進めてまいりたいと思つております。

それからもう一つ、交雑育種によりまして日本のクロマツと中国の馬尾松というマツの、これはF1が非常に抵抗性が強うございますので、これも現在鋭意増殖中でございますが、これもまずは第一次の検定を終えたものを五十九年から海岸林等に植えてまいりたいと。さらに、二次検定以後の問題につきましては若干時間がかかりますが、とりあえず一次検定が済んだものにつきましては現場に使つてまいりたいと、かように考えております。

○八百板正君 やりたいという話はもう結構なんです。が、ひとつどこでどの程度までやつていくか、これも見せてもらいたいと思ふんで、私見に行きたいと思ふので、どこで選抜育種をどの程度までやつていくか、どこを見ればいいのか、これひとつ、私見に行きますから教えていただきたいと思ひます。

それから同時に天敵の研究も五十二年当時からずつとやるやると、こういうふうな何遍も何遍もおつちやつていますし、附帯決議にもつております。これの方もどこまでどこでやつていくか、これもちよつと教えていただきたい。

○政府委員(秋山智英君) まず第一点の選抜育種、交雑育種につきましては、関東林木育種場で現在やつております。それから天敵の調査研究につきましては、これは筑波にございまして国立林業試験場でやつておりまして、これにつきましては、微生物につきまして、特に、細菌でございま

すセラチア菌、あるいはカビでございます。ボーベリアバツシアン菌というのがございます。これが非常に将来有望性があるということで現在人工によりますところの増殖をすべく検討をしております。

○八百板正君 最初に申し上げましたように、何か被害に対して対策すると、こういうふうな災害対策とかいうふうな考え方、むしろこれは総合的でなくて局所的に考えるような考え方、そして空から薬をまいて毒殺すると、こういうふうなところから重点をぐつと入れているという考え方、この辺のところは、名は体をあらわすでもって、改正と言いながら逆に悪い方向に行っているんじゃないかという感じが強いのであります。何かシロアリ退治やゴキブリ退治みたいな感覚ではないのであつて、そういう点を私は強く御指摘を申し上げまして、名前を変えようのことはよく意味がございません。とにかく、息の長い問題ですから、総合的というならば、余り空からやつつけるんだというふうなところにとらわれないで、本当に総合的に対応していただきたいと思ふんです。マツノマダラカミキリとザイセンチュウの関係は皆さんの御助力でかわり合ひを発見されたということは大変結構な評価すべきことですが、そういうふうな面の努力と対応の方がマツチしないというふうな感じがいたすわけでありまして、そういうところは一生懸命基本的に研究されておつても、さあ対応する段になると、飛行機で毒薬をまいてからがらつとやつつけてしまふというふうなところに行つてしまつたのではこれはお話にならないわけでありまして、こういうふうなところを一つの考え方として申し上げまして私の質疑を終わります。

大臣も一言言つてもらうかな。

○国務大臣(田澤吉郎君) 五十二年に特例法をつくつて五年間やつてまいつたのでございしますが、ちやうど五十三年に異常気象がありまして、そのことがマツクイムシの被害を大きく拡大したよう

な気がいたします。それを契機に何か新しいいわゆるマツクイムシの対策を進めなければならぬが、事態に私は立ち至つたんじゃないかと思ひますが、その後ある程度の予算措置あるいはまたいゝるな対策も進めてまいりましたけれども、やはり、特別防除実施のための一つの制約、あるいはまた伐倒に対する一つの制約等もございましてだんだん年々拡大するような状況になりましたもので、それから、それも、かつては被害木はかなり有効に活用できた時代と違い、最近では燃料として余り活用できないようになつたことも大きな原因だと思ふのでございまして、したがって、いま、そういう点を考えながら被害木の利用、活用というものを大いに考えていかなければならない、かように考えております。幸いにして、松と病原体とその運び屋の三者が複雑に絡み合つていて、そういう状況を理解できたものでございまして、そういうのを基本的な考えながら今後は予防として特別防除をする、一方は伐倒駆除を有効に活用していく、しかも市町村にも御協力をいただいてそれを進めていくようにいたしました。特に私はこれから進める場合にモデルの地域をつくりまして、実際にこういう防除を進めようというところ、確かに終息できますよという姿を部分的に見せていつて、それでそれを全体に広げていこうという考えを持つておりますので、私は日本の国ではやはり松が枯れている、松枯れの木がやはり林立している状況というのは好ましい状況でございまして、これで、これはできるだけの早い機会に終息して、こういう日本の姿を一日も早くなくしたい、かように考えておりますので、今後とも一層ひとつこの面には努力をしていきたい、かように考えます。

○坂倉藤吾君 時間がほとんどありませんが、私も一言です。参議院の院の性格から見ても重要な法案ですから慎重審議をなさねばならぬのが、政府の怠慢で日切れということではと審議が尽くせないような状況になつたことについてはまことに遺憾だということをごまづ申し上げておきたいと思ふんです。

答弁は簡単にひとつお願いしたいと思ふんですが、松林の現況の中で人工林、天然林、それからその他、これに分けて、一体どうにかつこうになつてゐるのか数字を挙げてくだされう。

○政府委員(秋山智英君) 五十六年四月一日現在におきまして、全国の松林の面積は二百五十五万ヘクタールありますが、そのうち人工林面積百十九万ヘクタール、四十七%、それから天然林の面積が百三十六万ヘクタール、五三%となつてます。が、五十五年の被害の松林の面積は六十六万七千ヘクタールでございしますが、その中で人工林が十八万三千、約二七%、天然林が四十八万四千ヘクタールで七三%となつています。

○坂倉藤吾君 それで現行法は空中散布それから地上散布、伐倒駆除、その三本柱で対応されてるんですが、空中散布と伐倒を並行して行った面積というのはどうなつてますか。あるいは地散と伐倒。

○政府委員(秋山智英君) 民有林におきまして五十五年年度に特別防除と伐倒駆除を併用しました面積は五万三千ヘクタールでございします。それから地上散布と伐倒駆除を併用した面積は八千ヘクタールでございします。

○坂倉藤吾君 そうしますと、ちやうどいしをした資料から見ても、五十五年被害面積は六十六万七千ヘクタール、それから防除面積は空、地、伐含めまして六十七万八千ヘクタール、この差は一万一千ヘクタールですか、数字の面から見まして、いま説明がありましたように並行して行われたのが五万三千ヘクタールに八千ヘクタールですか……。

○政府委員(秋山智英君) 八千でございします。

○坂倉藤吾君 八千ヘクタール。ということになりますと、防除面積と被害面積との差の一万一千ヘクタールに近いのが、これが八千で、五万三千というのは全くこれ重複は重ねてやつておるんだという、このことから考えますと逆に全然手の入らなかつた被害地というものが存在をするんじゃないのか、こういうふうにおもふんですが、その辺はどうですか。

○政府委員(秋山智英君) 特別防除を五十五年に実施しました面積は十三万三千ヘクタールでございまして、そのうち伐倒駆除を併用しました分が五万三千ヘクタールでございしますが、これは特別防除をしました周辺の地域はやはり隣接の被害地との関係がございまして、どうしても被害が出てまいりますので、そこに行つたものでございします。

○坂倉藤吾君 いや、そうじゃなくて、松枯れが発生をしておつても手がつけられなかつた面積と、いうのがあるのかないのか、その辺はどうなつてゐるか。

○政府委員(秋山智英君) 五十五年伐倒駆除を約五十万立米いたしておりますし、また自主的に伐倒駆除を町村がしてありますのが四十万立米でございまして、合わせまして九十万立米は伐倒駆除されましたが、一部については御指摘のような面もございします。

○坂倉藤吾君 また後で触れていきますが、実は一昨日、昨日も私兵庫の山の中へ入つてまいりました。ただ、入つた目的は他の目的ですが、ところが、その沿線はほとんど松枯れの、枯れたものが林立をしてゐる。墓場へ行つたような状況、正直申し上げて。ほとんどそこは植林をされておられませんし、伐倒の跡もないという状況で放置をされてゐる。これはもう各所至るところですね。加古川の特に西部の方へ行つてきました。そういう状況であります。ということになりますと、確かに面積的に見れば被害面積に対して全部手をこまぬいたようになつてゐるにはなつてゐるけれども、それは重複措置その他によつてほとんど手のつけられなかつたところも現実にあるんじゃないのか。そういう綿密な調査というものが林野庁としてきつと把握されてゐるのかどうか、ここがきわめて疑問なんです。少なくとも現行法の中で五年間といわゆる終息傾向に持つていくんだという決意は、事業の実施内容から見ても、私はその熱意というのはいささか消えてしまつたんだらうかというふうにおもふを得ないんです。私

はこは姿勢の問題としてきつと林野庁が反省の上に立たなきやいかぬだろう。いままでの審議経過の中で、うまくいかなかった一つの原因というものは、これは異常気象の問題とそれから空散が思うようにやれなかったという、その二つの理由が主な問題でありまして、私はそれよりもっとやはり真剣に取り組む姿勢というものが基本的に欠けておたんじやないのか、このところの反省がなくて私はこの法律案の改正の意味は生きてこない、こういうふうにいるんですが、その辺はいかがでしょう。これは大臣。

○国務大臣(田澤吉郎君) 五年間に、確かに五十二年の法制定の折にはあの当時のいわゆる防除技術をして、またあの当時のいわゆるマツクイムシの被害状況からして、五年間で十分終息できるものという目標で進められたのでございますが、先ほど申し上げましたように五十三年のいわゆる異常気象、さらに空中散布だけでは、予防のための空中散布だけではなかなか思うようにいかぬ。やはり伐倒、それをさらに伐倒したものを処理していかなければ本場の意味での駆除にはならないというところがだんだん理解されてきているわけでございます。したがって、先ほど八百板先生にもお話し申し上げましたが、あの当時は松材の何とか、活用が相当できたわけでございますが、その後燃料等の変化によりまして被害木の活用というのがほとんどできない現状でございますので、そのまま林立していると、あれを伐倒することはそのまま労力と経費がかかるという状況になっておりますので、そのことがまたマツクイムシの被害の拡大の原因になっているというようないこともございまして、やはり被害を認識しながら、さらに総合的な対策を考えていかなければならないということでこの法律をお願いしているわけでございます。私たちは何としても被害木のやはり伐倒、そしてその処理を何とか考える、一方で予防のための空中散布も十分適期にやるというような形でこのマツクイムシ被害に対応していかなきやいかぬ、もつと真剣に私たちはこの

問題は考えなきやいかぬという気持ちでおりますので、どうぞひとつ御理解をいただきたいと思うのでございます。

○坂倉藤吾君 いま大臣言われましたけれども、松材のいわゆる価値観の問題は法律改正したつて変わるものじやありません。そういう状況の中で対策でありますから、その点はきちつと踏まえて対応してもらわなければいかぬだろうと思っております。

次に、空散特別防除につきましては、たとえば本院の附帯決議の中でも、途中で被害が出た場合等については中止をすべきと決議しているわけですが、その点からいまして、空散中に中止した件数、空散前、それから中、合わせての資料はちやうどいししました。空散中に中止した事例というのがあるのかどうか、あればその件数はどれだけか、しかもその理由というのは一体どうなっているか。

○政府委員(秋山智英君) 第一回の空散をしまして途中で中止した件数でございますが、これは五十二年から五十五年にかけまして七件ございまして、五十二年に三件ございまして、これは桑園あるいはたばこ被害が及んだというのがあります。それから五十三、五十四、五十五年、それから香川県一件でございますが、これも桑園またはたばこへの一部被害があったというのがあります。それから五十四年には鹿児島県に桑園への一部被害が出たということで七件、七百六十三ヘクタールでございます。

○坂倉藤吾君 発生被害について、国家賠償もこれまた附帯決議の中で明らかにしておるんですが、この賠償の関係は、いただいた資料からいくと国家賠償に移ったものは全然ない、ほとんどが当事者かあるいは県等地方行政関係で代替をしているというふうに出てくるんですが、なぜ国の国家賠償の規定の中まで上がってこなかったんでしょうか、この辺はどうでしょう。

○政府委員(秋山智英君) 先生御指摘のとおり、危被害発生時の申し出件数は五年間に百二件ござい

ました。このうち七十件につきましては散布受託者等が損害の補償等を自主的に行ったものでございまして、これはやはり具体的にその散布する過程におきましてのものでございまして、原因がわかっていまして、早急にそういう方法で対処したわけでございます。国家賠償によるものは一件もございません。

○坂倉藤吾君 いまの説明からいいますと、国家賠償というのは規定としてあるけれども具体的にばつきりすれば原因者が支払うということになってしまふので、そうしますと国家賠償を行う場合の例というのはたとえどういことが想定をされておりますか。

○政府委員(秋山智英君) これは、特別防除を実施した際に被害が発生しまして、国または都道府県に瑕疵があったということとその責めを負う場合がございまして、そういう例はいままでのところ出ておりません。

○坂倉藤吾君 事前に調査しまして、さらに相当の綿密な注意をしまして、そうして被害がでるといことは、原因究明をしていけば、たとえば技術的に悪かったとか調査が不十分だったとか、こういうふうになつてくることは明らかです。そうなりますと国家賠償というものはこれは棚の上の飾りでありまして、具体的には必要ないんじゃないやしませんか、その点は。ほとんどはこれは請け負った航空会社とか、それらがやつてしまふんじゃないやしませんか、そういう方針でこれからは進んでいこうか。

○政府委員(秋山智英君) 私ども特別防除を進めるに当たりましては、まずその対象地域につきまして十分検討を加え、さらにこの対象となる地域につきましては地域の皆さんに十分説明をし、あるいはマツクイムシ対策協議会等で説明をし、御理解をいただくということで、それはまず一番大事なことでございまして、徹底して行なう。したがって、出てまいりましたのはいずれも軽微な問題ばかりでございますので、さように措置をしたわけでありまして。

○坂倉藤吾君 いま訴訟になっているのが一件でございます。これらの問題は訴訟に持つていくまでに話がなげつかないでしようか。具体的に特別防除等の問題は、たとえば特別防除による薬剤が直接かかって云々ということよりも、そのことも一つの原因であるけれども、他にも要因があったという場合の複合的な原因に基づいて被害をこうむる場合が非常に多いんじゃないやしませんか。そうなる場合が非常に多いと、皆さんの考え方の中に、薬剤散布に基づく被害ということが一〇〇％はつきりしないことには私たちは支払いをしませんと、それはそれで片づけてくださいという姿勢があるんじゃないやしませんか。もしそれがあつたとすると、私たちは何のために審議をしてきたのか、この辺のところをきわめて問題になるんです。ぜひその辺は、答弁要りませんけれども、姿勢の問題として具体的に検討をしておいてください。これは県の場合にいたしましては往々にしてそういうことになるんです。私は、空中散布でこれがもう直接一〇〇％の原因ですというふうにはわからぬ限りこういう手続をとらない、原因はほかにあつたんじゃないやしませんか。距離的に見ても薬剤が散布をするような条件にありませんでした、他に原因があるんじゃないやしませんかとか、あなたに注意をしておつたのに、その注意についてあなたの方が不十分だったから、ミツバチが死んだんじゃないやしませんかとか、そういうふうには皆さん方はその被害の要因というものをむしろ被害を受けた方の側に押しつけている傾向というのがあるんじゃないやしませんか。私はこれではもたないと思ひますよ。

それから時間がありませんから次に移つていきますが、さっきの答弁で、被害跡地の問題を私は質問を省略しますが、跡地はほとんど処理されていませんからね。もつと積極的に跡地の対策、造林、これは樹種転換も含めて積極的にやつてもらいませんと薬のまきつ放し、枯れつ放しのままに放置をされたのではこれはたまりませんよ、これはこの松枯れ防止の対策には、半分やつて半

分やつてないんですから、やつてない方がまだましだと思ひます。そのまま放置をした方がまだましなんです。

次に、この薬剤の毒性の問題について少し聞いておきたいんですが、NAC、SMチオンが大体この薬剤散布の中心の薬剤ですね。

ここでこの前資料を林野庁からいただきました。これは農林省の方の担当から出ていと思うんですが、セビモール、いわゆるNACにつきましてマウス経口、LD50値、これはキログラム当たり四百三十八ミリグラムと、こう出ているんですが、実は環境庁の方の「農薬の鳥類に対する安全性の評価に関する調査研究報告」、これによりまして、NACの場合はマウス経口、LD50はこれ四百三十八ミリグラムと、三百四十七になっている。そうすると、同じ政府の、しかもこれ環境庁が鳥類に対してやつてるやつで、文献等から世界的に求めてきたやつですが、これがキログラム分母にいたしましていわゆる三百四十七ミリグラムですね。それに対して林野庁の方は四百三十八ミリグラム、こうなっているんです。このようになりますと、同じ政府機関の中で、このことを評価するのに、もとの数字が違っているということになりますと、一体どういうことになりま

わけです。それを評価をしまして判定をする場合に、たとえば十人なら十人のうちで三人までがその疑いありというふうになんかという結論を出すといいたしますと、たとえば慢性毒性の中で発がん性、催奇形性というのは、これはありません安全ですと、こういう数値が導き出されてるんです、その線とあわせて、結論が、これじゃこの薬は安心ですよという幾ら説明をされましても、基礎になる数字自体が違つておつたんじゃないか。これはもう重大な問題ですね。しかも最近の傾向は、あるいはヒノキ等についての影響を考へてSMチオンよりもNACの方が重点になつてきています。

す、散布剤として使つてね。こういう状況では私がお話にならぬと思うんです。この環境庁からもらいました資料の中で、SMチオンについては一千三十で、あなたの方からいただいた資料と全く一緒なんです、数値は、NACについてはこれ百近く違つていっているんです。これではお話にならぬと思うんですが、一体どこでこの安全性というのは確認をされたんですか。もちろんこれは厚生省が中心になつていいることと思ひますがね、この許可をしていいるのは、しかし、ここで安全だからということ、これを基準にしまして住民に対する説明、利害関係者に対する説明が行われておるとすれば、この結論自体が問題なんだから、私はとんでもないことをやつていいるというふうには言わざるを得ない。そういう危険なもの、これをこれから特別防除として、そのいわゆる主体としてやつていこうとするんですから大変な間違いじゃありませんか。しかも、特別防除自体が一つの範囲の中に限定をされてしまつて、いんな制約条件の中で限定をされてしまつて、実際に完全な空散に伴うところの、特別防除に対するところの完全な防虫効果というものは上げられない。だから、一定の地域にまいたにしても付近が放置のままだったから、またせつかくまいたところ今度集めた中に虫に押し寄せられるという現象をやつてお

る。とすれば、私は空散を中心にしてやつていいること自体がこの法律案の骨子、今度は特別伐倒除除が出てまいりましたが、あくまでも中心は前の法律をそのまま継承したかつこの中で、これは法律案の仕組みであります。そうしますと、私は根本的にこの問題についての考え方を變えて対応することの方が至当ではないのか、こういうふうに思ひますが、いかがなものでしょう。この数値の違いとあわせてやつてくだされ。

○政府委員(小島和義君) まず急性毒性のマウス経口のいわゆる五〇%の死亡率があらわされる数値が幾らか、これが急性毒性をあらわす数値でございまして、供試動物の違いによりまして体重キログラム当たりの数値は多少変わつてまいります。環境庁からお出しただきましたデータの内容、私ただいま持ち合わせておりませんけれども、農薬取締法上におきましてはマウス経口のLD50値、これをもちにいたしておるわけでございいます。また、確かに多少の違いはございいますけれども、これによりまして急性毒性のいわゆる毒物、劇物の扱いの違いが来すほどの数値ではない、かように考えております。

それから慢性毒性につきましては、これはいろんな動物を使いまして、体重キログラム当たりいんな数値を授与いたしました、その結果どういう反応が動物にあらわれるかというものを二カ年

にわたりにまして調査をいたすわけでございいます。その中には非常に大量のものを授与したものでございいます。ほぼどのものもある。きわめてその与えられた量の大きいもの、摂取量の多いものの中には、お話ございましたように、いんな体内の中毒症状があらわれるものがあるわけでございまして、その許される量が幾らかというところを決定いたしました。その一日当たりの摂取量が、通常の防除方法によつては発現しない、という摂取量にならない、こういうものについてはいわゆる低毒性の農薬ということで登録をいたしておるわけでございいます。お話ございましたSMチオン、あるいはNACの低毒性ということにつ

きましては、FAO、WHOの合同会議におきましてです。

○坂倉藤吾君 これは質問ではありませんが、いまの答弁では私はこれは納得できません、正直申し上げまして。それは大きい動物と小さい動物との比較をしてくればあたりの話でありましてね、なぜマウス経口でやつていいるのかという課題から論議しなきゃ話にならぬですよ、そういう話からいけば。そうじゃありませんでして、同じマウスを使つたデータとしてこの問題が提起をされていいる。しかも、わずかの相違じゃありませんでして、四百三十八と三百四十七ですから、九十一ミリグラム当たりと違つてくるというところは大きな数字じゃありませんか。それを多少の相違でございまして話になりませんよ。これは納得できません。したがつて、これは納得しないままに、委員長、何とかこれひとつ裁き方を改めて検討をいたしたい、こういうふうな思ひます。

終わります。

○川村清一君 もう時間ありませんから、私端的に大臣に数点お尋ねしますから、大臣にお答えいただきたいと思います。

第一の質問は、この五年間特別防除を中心とする松枯れ対策を実施してきましたが、その結果、多くの教訓を得られたことと思ひます。政府が当時被害防除対策として最も適確な措置として行つてまいりました特別防除は実施上いろいろな制約があり、完全なものになり得なかつたことは明らかに実証されました。したがつて、この反省の上に立つて今後は特別伐倒除、地上散布も重視して、これと特別防除を効果的に組み合わせた被害防除対策をしっかりとやつて、被害林の造林、治山対策等も含めた総合対策を実施していくという今回の法改正の措置は、従来のやり方から脱却して発想の転換の上に立つた松枯れ被害を防ぐ決意の表明と考へておるわけでございしますが、大臣の御

見解をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(田澤吉郎君) 政府としては、日本の松林を何としても子孫に受け継いでいくことがわれわれの責務と考えております。したがって、御説のとおりこの五年間の経験を踏まえまして、特別伐倒除等を通り込んだ総合的対策を目的に掲げまして、新たな発想に立つてマツクイムシ被害を終息していく所存でございます。

○川村清一君 次の質問は、松枯れ対策を実施していく上で最も重要なことは、国民各層、地域住民の理解、納得の上に立つた協力が得られることが必要でございます。この五年間、遺憾ながら住民への健康被害や農業、漁業などに各種の被害が発生しております。このことが結果的には松くい虫防除特別措置法に対しての多くの国民の批判の原因になっておるわけでございます。つまり、生活環境や自然環境保全への行政の対応が不十分であつたということのあらわれであります。したがって、今後五年間二度と再びこのようなトラブルが起きないため、いかなるような対策を講じていくのか、この際決意を明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(田澤吉郎君) 関係住民や農業、漁業を営んでおられる方々に被害が及んでいった事実があることについては、率直に受けとめます。今後、したがって特別防除の実施に当たりましては、関係地域住民や利害関係者の方々の意見も十分聞きまして、理解と協力を得るよう努めて万全を期してまいりたいと、かように考えております。

○川村清一君 ただいまの御答弁を聞いて納得できかねるわけでありますが、利害関係者の方々の意見も十分聞きまして、理解と協力を得るよう努めて修正案を出しておりますが、理解、協力といったようなことは弱い、理解と同意を得るよう努めて万全を期すべきであると、かように考えておるわけですが、先般村沢委員の質疑の中にありましたが、「同意」という言葉を使うという法律

的にどうかということかという、いわゆる官僚的なそういう答弁でありまして、私は法律的にどうかこうだと言っているんでなくて、当然理解していただき、そうしてみんなが同意——これはみんなが同意といつたって、一人残らず同意という、これはなかなかむずかしい、できかねることであるが、少なくとも同意を得られるように努力しますが、それがどうしても聞き入れられないで、何としても「同意」という言葉を削つて、そこに「協力」と。もう一歩進んで、本当に利害関係者、地域住民の意見を聞き、理解そして協力を得られるためには、当然同意を得るよう努めることがこれは常識的にも大事なことでありまして、この際もう一度大臣のはっきりした御答弁をいただきたい。

○国務大臣(田澤吉郎君) 先生のお言葉でございますけれども、私は、いま先生の御指摘になつたことを十分踏まえながら、理解と協力を得られるように最大限に努力するという意味でございますので、その点どうか御理解をいただきたいと思ひます。

○川村清一君 あと時間がございせんから、一点お聞きして質問を終わります。

特に薬剤によつて人の健康が冒されるようなことは絶対あつてはならないことである、言うまでもありません。学校、家庭、病院、水源地等周辺の松林の特別防除は原則的に禁止区域として、その地域においては特別伐倒除を実施するということ、基本的姿勢がなければならぬと思ひますが、これに対する大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(田澤吉郎君) 人の生命あるいは健康は何よりも優先して重要視されなければならぬことは当然でございます。人の生命、健康を重要視するという御意見の趣旨を十分尊重しまして、計画実施に当たっては遺憾のないように指導してまいれる所存でございます。

特に家屋、学校、病院、水源地等周辺の松林の特別防除を原則的に禁止区域とする、いわゆる人の健康が冒されるようなことに絶対相なつてはならない。大臣は人の生命、健康は何よりも優先し、重要視されなければならないといふ御答弁になつておりました。とすれば、当然人の生命、健康に一番関係のある家屋、学校、病院、水源地等周辺の松林の特別防除を原則的に、原則的に禁止区域とし、というわれわれのこの修正案は最も至当なことであると考えておりますが、この点、まだ大臣はこういうふうに言うことができない。なぜなのか、もう一度はっきりお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(田澤吉郎君) いま川村先生の御指摘になつたことを踏まえながら、私はいままでも御答弁申し上げておるわけでございまして、したがって、生命、健康を重視する立場に立つて、十分これに対応していきたいということでございますので、重ねて御理解をいただきたいと思ひます。

○鶴岡洋君 前回に引き続いて、前回何点か残りましたのでお伺いいたします。

まず最初に、法の第八条でございしますが、「松林群において特別防除を行う者は、薬剤の安全かつ適正な使用を確保するとともに、農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないように必要な措置を講ずる」と、こういうことでございすけれども、具体的にどうするのか、基準はどうなのか、これが一点。

それから空散は地上散布と違つてヘリがまくわけでございますから、範囲ももちろん広いし、また、何があろうと空散する範囲内はすつぽりと空散にかかつてしまふわけですね。もちろん水源地もありまして、養殖の魚類もありますし、それからハチの養殖といふものもございす。それから、まあ細かいものはたくさんございす。そこで、ヘリが空散するわけですから、ヘリをチャーターする。この空散のチャーターされたヘリの会社、この業者に任せ切りにはしないと思ひ

ますけれども、技術的には非常にむずかしい問題も含まれておりますが、この指導監督はどうするのか。この二点について最初お伺いします。

○政府委員(秋山智英君) まず第一点でございますが、衆議院で修正されました第八条の趣旨を踏まえまして、私どもは基本方針並びに長官通達におきまして、その旨を徹底して指導をしてまいることとしておりますが、特に特別防除を行うべき松林に対する基準につきましては、厳密に被害の程度が終息型の徴害を超えていること、それから貴重な動植物の生息地が含まれていないこと、それから所在地から見まして薬剤の飛散、流入により周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれがないこと、それから周囲の土地及び水面の利用の状況から見て薬剤の散布、流入によりまして農業、漁業その他の事業に被害を及ぼすおそれがないことということを十分明確にしながら進めてまいると同時に、自然環境、生物環境の保全につきましても貴重な動植物に悪影響を及ぼさないように措置をする、それから、家屋、水源地等に薬剤が飛散流入しないように風向あるいは風速等に十分注意すること、さらには、交通機関、公園等の利用者等が集合する場所等の周辺につきましては交通規制その他の方法をとりまして万全を期すというふうなことも考えて対処してまいりたいと、かように考えております。

なお、私も各県に森林害虫防除員を配置しておりますので、この職員を十分配置させながら指導、監督をしながら万全を期してまいりたいと、かように考えております。

○鶴岡洋君 そうすると、業者に任せつ切りというわけではないわけですね。

○政府委員(秋山智英君) はい、そのとおりであります。

○鶴岡洋君 次に、被害木等の移動の問題ですが、森林病害虫等防除法の第三五項に被害木等の移動制限や禁止がございす。しかし、マツクイムシ被害木は全国にあり、広域に移動することも懸念されます。この前、私申し上げました

けれども、ある調査によると、幹線道路沿いに松枯れ状況が延びている、これは現実にあるわけですね。被害木の把握を全部すべへ行こうという事はむずかしいと思えますけれども、この移動についてもマツクイムシの被害を蔓延させる大きな要因ではないか。昆虫の天敵もあり得るけれども、人間の天敵と言つては失礼ですけれども、監視体制をしっかりと行かなくてはならないと思つておられるわけですね。この監視体制の充実、強力な体制、この点について特に必要だと思つておられるけれども、いかがお考えですか。

○政府委員(秋山智英君) 先生御指摘のとおり、この被害材の移動という問題は、いままで被害のないところにも発生したら大変でございますので、やはり蔓延防止という面から非常に重要なことだと思つておられます。従来も都道府県の森林害虫防除員によりまして、松林、貯木場というところとに立ち入り検査などをさせながら、都道府県知事命令によりまして駆除措置の行われていないところの被害材の移動については制限または禁止を講じておられるわけでございます。さらに今後、この新しい御審議をいたしております法律に基づきまして、この問題につきましましてはさらに一層強化すると同時に、今回は市町村の職員に対しまして、被害材の移動状況を監視する、把握する、松林の所有者の方々に指導を徹底するための予算もつけておりますので、これらによりまして徹底してまいりたいと、かように考えておるところでございます。

○鶴岡洋君 次に、特別伐倒駆除についてお伺いしますが、この特別伐倒駆除は今回の法案に初めて出てきたわけですが、五十七年度の予算で見ると、特別伐倒駆除事業費がマツクイムシのための予算の数字からいくと一五%、特別伐倒駆除は十億九千五百万ですか、こうなつておられるわけですか。パーセントでいくと一五%になります。空散効果の期待しないわけでもないし、また空散と伐倒駆除と両方兼ね備えて終息に力を入れるというこ

とも説明がございましたけれども、私は少なくとも、この特別伐倒駆除についても予算を取るべきではないか、できれば五割から六割ぐらいこの伐倒駆除の方に使つてほしいと、こういうふうに思つておられる。その理由は何かというところ、昭和二十一年から二十五年ぐらいの間に一時大被害がございました。その当時と現在ではもちろん社会の環境も違います。これも承知しております。その当時は海軍で伐倒駆除をやつたわけでございます。それから、いまもう言つても人件費の問題もございまして、なかなかむずかしいということも承知をしております。それに加えて、松のいわゆる経済価値といふ点も、この点も当時とはいまは大幅変わつておる、こういうことも承知しております。しかし、伐倒し焼却した後はチップにしてしまふのが私は一番マツクイムシの防除には適当ではないか、こういうふうな考えのわけですね。先日この委員会でも、予算は予算で、この点については変更はなかなかむずかしいと、こういうお話も私聞いておりますけれども、それならば、運用面でこれがどの程度まで可能なのか、運用面ならばいいんじゃないか、こういうふうな思ふんですけれども、この点いかがですか。

○政府委員(秋山智英君) 私ども、ただいまの被害状況から見ると、あらゆる防除方法を効率的に合理的に組み合わせようといふことが非常に大事だと思つて、したがうとして、先生も御指摘ございましたが、まず予防として特別防除を同時に、将来特に重要となつておられる保安林その他の公益機能の高い森林とか、それから被害の先端地域の防除等につきましては特別伐倒駆除で徹底してやると、それ以外につきましては普通の伐倒駆除その他を導入して対処していかうかというところでございます。したがうして、五十七年度予算におきましては、この特別伐倒駆除と伐倒駆除を合わせまして四十万一千ヘクタールを予定しておられるわけでございます。で、やはり今後の被害対策につきましましては効率的に合理的にやらなければならぬわけござ

います。私が、私どもといたしましては、現在の予算の考え方に対応して対処してまいらなければならない。地帯の被害の実情等に依りましては、やはり効率的な方法もさらに検討していかなければならないと思つております。

○政府委員(秋山智英君) 先生御指摘のとおり、これは伐倒しチップ化するか焼却するかというところでございまして、これはやはり、通常の伐倒駆除に比べまして松林の所有者に對しまして私権の制限をさらに伴うものでございまして、私どもとしては、やはり公益的な機能が低い松林とか被害拡大防止林というところで被害の激しいところをまず重点的にやるといふことが大事じゃないかと、かように考えておるところでございます。

○鶴岡洋君 そういうことで私は特別伐倒駆除をたくさんやつた方がいいと、こういうふうな考えでおられるわけでございます。全国的に被害の規模が拡大している中で、この特別伐倒駆除はそれならば被害材の何%を目標にしているのか、これが一つ。

それから、具体的に「高度公益機能松林」、それから「被害拡大防止松林」、こういうことを書いてございまして、この比率はどの程度になるのか、この二点をお伺いいたします。

○政府委員(秋山智英君) 私ども、特別伐倒駆除を命令する対象につきましては、被害並びに中害の、先生御指摘の高度公益機能松林または被害拡大防止林でございまして、一%を超える被害が出た場合にそれを命令をして、実施してまいりたいと、かように考えているところでございまして。対象としましては、十六万五千ヘクタールでござい

も、一%以下であっても伐倒駆除が実施できるような、こういうふうな検討したらいかにかと思つておられます。この点はこういう見解を持つておられますか。

○政府委員(秋山智英君) 被害率一%未満ということですが、これはやはり非常に量的にも少のうございまして、私は従来の伐倒駆除によりまして、この地域については徹底して行うことによりまして終息型に持つていくという判断でございまして、したがうして、特別伐倒駆除につきましては一%を超える部分についてやつてまいりたいと、かように考えているところでござい

○鶴岡洋君 そうすると、一%以上になつた時点で特別伐倒駆除をやれば終息に持つていけると、こういうことであると、こういうことですね。

○政府委員(秋山智英君) そうでございます。

○鶴岡洋君 次に、松枯れの原因について、先日もお伺いしたけれども、再度確認のためにもう一度お伺いしたいんですが、農林水産省の、そちらの林野庁の御説明によりますと、マダラカミキリ及び材線虫、このマツクイムシが主な原因と、こういうふうな言つておられます。しかし、松枯れの主な原因というのは、マツクイムシだけではなくて大気汚染、それから環境破壊、これが複合して松枯れが進んでいるのではないかと、こういうふうな考えますけれども、この松枯れの原因について、農林水産省の見解をもう一度再確認したいんですが、いかがですか。

○政府委員(秋山智英君) 松の枯損の原因につきましては、マツクイムシ以外にもツチクラゲ菌とか、あるいはマツノタマバエというふうな病虫害、あるいはそれ以外の原因において枯れることもあるわけでございますが、四十三年以降、林業試験場におきましてこの問題について取り組んでまいりました研究成果によりますと、たとえば茨城県におきまして前年比二十八倍にもなるようなこういう激害型の被害と申しますのは、やはりマツノマダラカミキリが媒介するマツノザイセ

ンチュウによるところのこれは被害であるというふう言われておりますし、私も、したがうままにそこを置いて対策を練っておるところであります。

○鶴岡洋君 瀬戸内海周辺といいますが、一部地域では、松枯れの原因は大気汚染である、こういうことで空中散布に対して反対をしているところがあるが、これは承知していると思っております。まあ、いざいざにしても、松枯れの原因はメカニズムについてさらに徹底的に調査することは、必要だと思っております。マツクイムシが原因であると、それだけに固執するんではなくて、やはりいろいろな問題が複合されて、それでいまだ未だ瀬戸内海周辺の一部地域では空散に反対しているところもあるわけでございまして、その辺も考慮して、調査する考えはあるのか、林野庁いかがですか。

○政府委員(秋山智英君) 私ども、ただいま先生御指摘ございましたが、やはり松の発病に対するマツノザイセンチュウの生化学的な変化につきましては、まだ未だ未だ部分がございまして、したがうままに五十六年から特別研究いたしました。この発病機構の解明ということで、発病に關与する理化学的な要因とか、あるいは毒性物質がどうつくられるのか、またその毒性はどうか、それからそれを制御する方法はどうかというふうなことを目下究明している最中でございます。

一方、經常研究におきましては、大気汚染とそれから植物の關係につきましては、これも進めてまいっておりますので、私もやはり両面からそういう問題については検討していかにやらぬというふうな考えでありますが、特に当面は、やはり材線虫を中心とした生化学的な側面、未解明な部分がございまして、そこに重点を置いていくことは事実でございます。

○鶴岡洋君 次に、空中散布の効果についてでございますけれども、有名な松、名松と言われている松が全国にたくさんあるわけですが、具体的に申し上げますと、茨城県の偕楽園の中にある羽衣松、こ

れはもう一本でございますけれども、これについてはスミチオンを五十四年から六回まいた。しかし、残念ながらこれは五十五年の六月には枯れてしまった。こういう例もございまして、もう一つ、やはり茨城県の八郷町にある有明の松、これも由緒ある松、一本ですけれども、この松も散布を実施したが枯れてしまった。こういう例もあるわけですが、ほかにも、散布の実施はしたけれども松枯れが進んでいる、こういう有名松も数多くあるわけでございまして、こうしてみると、果たして今後空中散布及び地上散布の薬剤により松枯れを防げるのかどうか、こういうところを見ると、そういう疑問も出てくるわけですね。

そこで、林野庁は全国的に数多くの、特に有名な松林被害状況を調査したことがあるのかどうなのか。あれば、この点についてどういう調査をしているのか。また、有名な松、これをどうしようかと、地元の人はいくつかの点で報告をいただきたいんですが、いかがですか。

○政府委員(秋山智英君) 全国の有名松林につきましては、その多くがやはり景勝地として、あるいは国民の保健休養の場として利用されているわけでありまして、また保安林といたしまして防風、潮害防備等の役割りを果たしているわけで、計画的に特別防除あるいは地上散布、さらには一部伐倒駆除を併用してやっておりますところ、現在それなりに成果をおさめているわけでありまして、静岡の千本浜におきましては、これは四十九年から特別防除を実施すると同時に、地上におきましてやはり伐倒駆除を実施している関係上、五十二年以降被害本数は百ヘクタールの中でわずかに百本以下というふうな成果でございます。それから三保ノ松原、静岡でございますが、これは三十七ヘクタールでございますが、これも五十年から特別防除を実施し、また一部地上におきまして伐倒駆除をしておりますが、これも五十二年以降被害は百本以下にとどまっております。そのほかには和歌山県の煙樹が浜と申しますが

それだとか、あるいは佐賀県の虹ノ松原、鹿児島県の吹上浜の砂丘等は、いま申し上げましたように特別防除を実施すると同時に、一部枯損が出てまいります分は伐倒をすることによりまして、現在その森林を良好な状態に維持しておるところでございます。

それからもう一点、先生御指摘の単木でございますが、これは林業試験場の薬剤による単木予防法というものが最近ようやくこれははつきりいたしました。土壌処理ではダイシストンというのが有効である。それから樹幹に注入するバイジッドSO体というのがあります。バイジッドSO体については、つい最近農薬登録を完了したと聞いております。したがうままに、単木等につきましては、これはもちろん所有者自身がそれぞれされるわけでございまして、むしろ一般にそういう防除方法等につきましては、今後一層PRをし、理解をいただきたが万全を期してまいりたいと、かように考えております。

○鶴岡洋君 先ほど申しましたように、空散にはまだまだいろいろ問題点もあるし疑問視する人もたくさんいるわけですね。そこで私が申し上げたいことは、この空散の問題ですけれども、改正後のこれから五年間のうち、空中散布の実施は原則として周辺のマツクイムシの被害対策を十分実施して、同一松林においては三年程度とし、空散を中止するよう計画を立て、松枯れ対策に臨むべきだ、こういうふうな考えでございまして、なぜならば、これは具体的に指摘しますが、空散により人体や環境にもかなりの影響が起り得ると先ほどから申し上げていくように心配するわけですね。せめて三年程度に空散をとどめるようにしたい。この点基本方針や大臣通達に明示したい。この点基本方針や大臣通達に明示したい。これは当然県にも指導していくべきだと思いますけれども、こういう考えはいかがでございますか。

○政府委員(秋山智英君) 私どもも特別防除によりましてできるだけ早くこの終息型の森林に持っていくように、この特別防除が済むように努力したいと思っておりますが、やはり周辺松林の被害が拡大してそれが感染源になりまして特別防除を実施した周辺の地域がやられて終息できないという面が残念なことがあるわけでございまして、私も、私どももいたしましては先生の御趣意をよく理解できるところでございますが、何といたしましてもやはりこの大事な松を守るということに基づいて、伐倒駆除によりまして合理的な方法で終息できるように今後努力してまいりたいと思っております。

○鶴岡洋君 もう一つ提案ですけれども、空散や伐倒の防除実績、過去五年間いろいろな形で報告はありましたが、この防除実績を国会に何らかの形で報告できないものなのか。たとえば林業白書等にこういうふうになりまして、報告したらいかがかと、こういうふうな思われたいわけですが、この提案についてどうですか。

○政府委員(秋山智英君) マツクイムシの対策につきましては、御指摘のように相当かなりの国費を使っておりますし、またこの予算で、御審議をいただいた予算によりまして実施しているわけでございまして、その結果といたしましての成果も決算という形で国会に提出しておりますが、さらに私どもも毎年度林業動向及び林業に關しての講じた施策を年次報告で出してございまして、この中で被害の状況あるいは被害対策につきましても報告をこれまでしてございまして、今後ともそういう方向で進めてまいりたいと思っております。

○鶴岡洋君 次に、松枯れの原因としていままで言われてきましたマダラカミキリ、材線虫、いわゆるマツクイムシももちろんこれは大発見で、考えられるわけでございまして、マツクイムシの一種であるマツカレハの卵に寄生する天敵、マツノクワタマゴバチというのがあるわけですが、こういう虫とか、昆虫等についても調査をすべきだと思っておりますけれども、理由としては茨城県の岩瀬町では空散の影響によりマツノ

クロタマゴバチが死にマツカレハが大発生し、そして松が著しく被害され松枯れの原因になったという報告が現実にこれあるわけでございます。このマツカレハについて防除方法、また対策についてどう検討されているのか、現時点においてどうですか。

○政府委員(秋山智英君) マツカレハというのはマツケムシの一種でございます、マツケムシの昆虫とは若干違うわけでございますが、これは最近石川県、島根県、福井県、宮城県等で発生し、また茨城でも先生御指摘のように一部出ておるわけでございますが、これは現在防除方法といたしましては有機燐剤でございますスミチオンあるいはダイアジノンさらにはディブテックスというふうな薬剤を春または秋にまくのが効果的でございますし、また単木的にはちやうど幹にわらを巻いて冬にそこに追い込んで後で焼却するというような方法をとっているわけでございますが、決定的な方法というのにつきましては、まだこれは検討する余地がございますので、林業試験場等で鋭意この問題についてもさらに取り組んでおるところでございます。

○鶴岡洋君 これは大臣にちよつとお聞きしますけれども、松の有効利用についてですが、近年は松材のいわゆる需要の減退によつて材価、特に築材の価格が低迷している、安くなつてきていると、こういうふうになつていっているわけです。この数年の市場の値動きについてどのような価格変動があるか、五十三年から五十四年、五十五年、五十六年との推移と、その松材の需要開発について政府の方としてどういう方針をとられるか、これは大臣にお聞きしたいんですが、いかがですか。

○国務大臣(田澤吉郎君) 御承知のように景気の低迷が住宅着工率を非常に低下させた関係から、いま森林、林業の状況というのは非常に低迷いたしているわけでございます。そういう関係からこれに対してはやはりいま内需の拡大ということを中心にしまして、やはり住宅の百三十万戸を目標にこれを進めているということでございます。

て、これが実現いたしますという、私はかなり森林、林業の活気が出てまいらるものと思うのでございます。特に松材の利用につきましては、これはもちろん紙パルプあるいはチップあるいは家畜のいわゆる敷きわら等にも使われておりますし、またいま筑波の試験場では集成材というのを研究いたしまして、これ等にも活用いたしますという、かなりの材としても利用できるものであらうと思ひますので、一方でできるだけ景気の回復を図る、内需を拡大していくということと、また一方、他方では松材の利用をできるだけ考えるところでこの対策をしてみたいと、かように考えております。

○鶴岡洋君 いま大臣のおっしゃったのは、島根大学で研究しているウーデックスですか、これを言つておられるんじゃないかと思ひますけれども、このウーデックスについて将来どうなのか。またこのたぐいの研究は外国では大分進んでいると、このように私聞いていられるんですけれども、外国の状況はいかがですか。

○政府委員(秋山智英君) ウーデックスにつきましては、これはアメリカで開発されたいわゆる木質系のペレット燃料と申しますか、たばこのような太さの三センチぐらいのものでございまして、これはのこすとかあるいは樹脂のくずを高圧で小片状に成形したものでございまして、現在、日本でもこの技術を導入しまして、毎時百キログラムの生産能力を持つプラントを試験操業をしておる最中でございます。

また、先生いま御指摘のように、島根大学の農学部におきましても施設園芸の温度を加えるための燃料としてウーデックスを用いようということ、現在、一応の見通しがついているところでございます。

また、林野庁におきましても、このウーデックスに関する試験研究はございませぬけれども、五十六年から、いわゆる木質系のエネルギー等を活用するための技術開発、実用化事業をやつておられまして、これは木の皮を利用してオガラ

トをつくるということ、あるいはオガライトの自動燃焼機械を開発するというようなことで現在取り組んでおります。

いずれにしても、こういう分野の開発を今後積極的にやつていかなきゃならぬと思つております。

島根大学の農学部の実験等のデータを見てまいりますと、技術的には一応実用化の見通しを得ておるわけでございますが、価格問題におきまして、重油との関連でまだ若干問題がございます。

現在、チップの価格が七千七百円ぐらいでございますが、これは工場渡しの際の原簿価格がトン当たり五千円ないし六千円というふうなことでございまして、現在は採算上いろいろ問題がございますが、将来のこれはやはり重要な一つの方向づけだと思ひますので、私も積極的に取り組んでまいりたい、かように考えております。

○鶴岡洋君 次に、薬剤についてお伺いしたいんですが、この問題もいままでいろいろ論議されてまいりましたスミチオン、それとNAC、セビモール、これはFAO、それからWHO—世界保健機構、すでに国際的に評価された農薬である、こういうふうに言われておるわけでございますけれども、スミチオンとNACの毒性、それから残留性、もう一度農林水産省としての見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(小島和義君) 農薬の登録に当たりましては、急性毒性、慢性毒性などにつきまして十分安全性評価を行いました上登録をいたしておりますので、今日使われております農薬につきましては、安全性については全く不安がないわけでございます。

ただ、農薬であります以上、全く無害ということはないわけでありまして、正しい使用方法といふものと並行してまいらなかならぬわけでございます。登録及びその農薬の品質そのものに關する規制と相まちまして、正しい使用の指導といたして十分努力をいたしておるところでございます。

スミチオン及びNACについて申し上げますと、いろいろな試験の結果によりまして、発がん性及び催奇形性はもちろん認められておりませんし、それから、食品中の残留基準という点につきましても、スミチオンが〇・二ppm、NACが一・〇ppmと設定されておられて、通常の使用によりましてこのような残留が出るということはずなないという、そういう農薬でございます。ちなみに、これらの農薬は、すでに過去二十年間ほどわが国の水田で使われておられて、その間における大きな事故というものは発生いたしておりません。また、家庭用の防除薬、ハエとか蚊とかを退治するような薬剤にも広く使われておりまして、人間に対するその害というものはきわめて少ない農薬でございます。

それから、残留性の問題でございますが、これらの農薬は、土壌中におきまして比較的短い期間で分解をいたしまして、無害な物質に変わつてしまふわけでございます。その半減期は一、二週間程度というところでございまして、農薬の中でも残留性の少ない農薬に数えられておるわけでございます。

そんな意味で、これらの農薬の農薬としての安全性ということにつきましては、まず間違いないものと、かように自信を持って言えるところがございます。

○鶴岡洋君 いまの答弁は政府の見解としてお聞きしておきます。

先ほど申しましたように、FAOそれからWHO、これで国際的に評価されている、こういうふうな言われている農薬でございますけれども、毒は毒であることは間違いないわけですが、そういうことで、いろいろな人からこのスミチオンの毒性については指摘されているわけですが、人体に与える影響については北里大学の石川哲先生、徳島大学の三井幸彦先生、田村修先生、こういう先生方からたびたび指摘されております。

私の手元にもいろいろ資料があるんですけれども、この資料から一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

初めに、環境科学総合研究所年報で、京都府立医科大学微生物学教室、同じく京都府立医科大学衛生学教室、この共同研究で、スミチオンの毒性は急性毒性だけではなく、ウィルスに対する防御力の低下、いわゆるかぜが引きやすくなる、こういう可能性はある、こういうふうな指摘しております。

それから二つ目は、日本水産資源保護協会月報で、鹿児島県水産試験場の実験では、海に流入した場合、たとえ微量であっても水産動物に多大の影響を与える、こういう報告もされております。

それから三つ目は、海外においても安全性について数多く指摘されております。

また、NACについても海外の学者がいろいろと指摘しております。これは英語でこの資料が来ておりますけれども、たとえばJ・F・ロペンスという方ですか、モルモットを使ってみると催奇形性を指摘しておりますし、それから二つ目にはH・E・スマレーというんですか、ビーグル犬でこれを検査してみると、妊娠率の低下であるとか、それから出産に異常を来すとか、それから奇形が出るとか、こういう指摘をしております。

それから三つ目は、ドグハーティというんですか、これは猿を使つてやっておりますけれども、猿を使つた場合、流産の可能性が十分ある、こういう指摘をしております。

これらの指摘について、スミチオンを使つていろいろ研究もされておるわけですが、こういう指摘について、どう受けとめておられるのか、この辺いかがですか。

○政府委員(小島和義君) これはいろいろな実験のやり方によりまして、先ほど申し上げましたように、何と申しましても薬剤でございますから動物などにいろいろな影響が出てくる場合があるわけでございます。

お話を反論いたすつもりはございませんが、たとえば犬を使いました繁殖試験の場合でございますけれども、これは大変な高濃度で投与をいたしましてわずかな繁殖率の低下が見られる、しかし全体として大きな影響が出てくるというものではないというふうな考えをしております。

それから、モルモットを使いました催奇形性試験で半数致死量を超える大変な量の投与をいたしました試験例がございますけれども、その場合に死亡する事例の方が多いというデータとしては、催奇形性を判定するというデータとしては、いかがかと、かようなものが多いわけでございます。

もちろん、農薬の安全性ということにつきましては、現在、国際的にも利用し得る知見並びに方法というものに準拠いたしてテストをいたしておりますわけでございますから、新しい知見が加わつてまいりますれば、それによりましてさらに安全性を高めていく、かようにいたしたいと考えています。

○鶴岡洋君 時間が参りましたので、最後に大臣に所見をお伺いしたいんですが、いま申しましたように、空散による人体への影響を多くの学者等が、研究者等が指摘しておるわけでございますが、先ほど言いましたように、これは毒は毒ですが、快方に向かう薬ではない、やはり虫を殺す空散布でございますから、そこで今後の空散の実施に当たって、人家の近くについてどんな配慮のもとに、松か人かと言え、これは松も大切でありますけれども、人命が一番大切であることは間違いないわけですか。そういう意味で、この配慮のもとにどういふふうな実施するのか、最後に大臣の所見をお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(田澤吉郎君) 先ほど川村先生にもお答えいたしましたのでございますが、やはり人命と健康というものは一番大切でございますので、そういう点を留意しながら、やはり人体に与える影響、あるいは生活環境に与える影響、あるいは他産業に与える影響等を十分配慮しながら空散布を今後進めてまいらなければならぬと思っておりますので、今後国会等のいろいろな意見を尊重しながら、また町村の実施計画に当たつてもこれらの点を十分配慮していただくように私の方からも指示をいたしまして、できるだけ御指摘のようないかなうような形をとつてまいりたい、かように考えます。

○鶴岡洋君 終わります。

○下田京子君 時間がわずかなので端的にお答えをいただきたいと思います。まず被害木の処理でございますが、最も有効な処理の方法というものはどういふことでしょうか。

○政府委員(秋山智英君) 松資源を有効に活用するという点になりますと、私はやはり現段階では被害が出た直後はこれは用材として使えますので用材に使えるように努力しますが、それ以外につきましましては、チップ化ということでこの資源を有効活用することが大事だろうと思っております。

○下田京子君 用材にして具体的に利用するに当たつても、まず伐倒しなければならぬわけですね。被害を受けた松をそのまま放置しておくというところは、これはまさにマツクイムシの発生の温床になる、とすれば伐倒というのがより有効な処置であるというふうな理解されるわけですね。

○政府委員(秋山智英君) 被害が出ました木につきましては、伐倒し、薬剤処理、あるいはチップ化、焼却というふうな方法が必要かと存じます。

○下田京子君 そこで、大臣に私重ねて申し上げますけれども、被害木を放置しておくことはまさにマツクイムシの温床である、これをなくすには伐倒しなければならぬんだと、その伐倒はいつまでどのくらいやられてきたかと言え、五十二年から五十六年の見込みで被害材積が九百四十一万立米、その中で伐倒駆除は二百三十五万五千立米なんです。被害材積に対して伐倒したの二五%、あと七五%は放置されているという事態なんです。ですから、ここをきちんとしなければ、本当に今回法律改正を、そして終息に持っていくといつても意味をなさないわけなので、今回は特別伐倒駆除も入れたよといいますが、それでも

入れて、これは総体的に言えはわずか一〇%増という事態なんです。ここをよく考えて今後の予算措置や対応計画をやらなければならぬと思うわけですが、改めてお伺いします。

○国務大臣(田澤吉郎君) この法改正は、御承知のように、やはり空中散布による予防、それから特別伐倒駆除を加えたという点にあるわけでございますので、私もやはり特別伐倒駆除というものをかなり積極的に持つていかなくやいかぬ。そのためには、初年度でございますので、確かに御指摘の面はございます。したがしまして、私としては、いかにいふ、これから実施してまいりまして、その点に予算の面でも十分配慮してまいりたい、かように考えています。

いま被害木を今年度一年で全部伐倒しないといふことはこれはなかなか不可能でございますので、しかしできるだけ私たちは特別伐倒駆除にも大きな力を入れて進めてまいりたい、そのための予算措置をできるだけ考えてまいりたい、かように考えております。

○下田京子君 できるだけといふことですが、より効果的なんですから、五十六年度で六十万八千立米、五十七年度で特別伐倒を入れてなおかつ六十七万立米ですから、わずかに六万立米ふやしたのみといふことですから、大臣、重ねて私はこれを効果あるように期待をします。

それで、被害木の利用の問題ですが、これも繰返し言つてまいりました。もうチップであるとか、いろいろな燃料であるとか、新たな研究も含めていまやられておりますが、実効あるものをどう保障していくかといふことが大事だと思うんです。

それで、端的に申し上げたいんですが、一つは、五十五年度からやられておりますが、林業改善資金の中の被害木の伐倒あるいは搬出等の無利子のお金がありますね。これを有効に活用できるように御指導され、なおかつまたその金額も大いに実効ある方向で大臣にがんばっていただきたい。そして、なおかつまた制度融資なんかも総

合的に活用できるような方向、同時にチップなんかにしていく際にパルプ業界に具体的な指導を要らなければならぬと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○政府委員(秋山智英君) やはり資源の有効利用という面から、いま先生御指摘のとおり、林業改善資金等を使いまして被害木につきましては積極的にこれを利用してまいりたいということ、五十五年から被害森林の整備資金というのを追加しております、これはもう五十五年が三億を五十六年五億にしまして、五十七年は七億に充てておいて、これはもう一層活用し得るようにならざるを得ないと思います。したがって、私もこの面から、今度はその利用者側と十分話し合ひをしながら有効、適切にこれが活用されるように今後一層努力していかねばならぬ、かように考えています。

○下田京子君 そこで、さらに具体的にお聞きしたいんですが、茨城県が五十五年の三月、笠間市に被害木専門工場というものを誘致したわけなんです。誘致当時はかなりよかつたんですけれども、その後倒産直前まで大変な事態になって、また最近持ち直してきています。それで、被害木専門利用工場とまでいかなかったも、被害木を優先的に、そうした活用できるような工場とタイアップした、やはり何らかの特別な援助といえますか、それが考えられてしかるべきではないかと思うんですが、この点どうですか。

○政府委員(秋山智英君) 私も、まずは伐倒しチップ化するその生産段階で御相談をさせるべく助成をしておるわけですが、やはり問題は、この工場に流通が円滑にいきまして計画的に入っていくということが重要なことだろうと思ひます。したがって、チップ関連業界と森林所有者とそれから行政機関とが入りまして計画的にその供給体制をつくり、それを、茨城の場合ですとたまたま二つの工場がございますが、ここに適正価格で持つていくということにしますと、これはよく稼働すると思ひますので、まずそういう面

で努力してまいりたい、かように考えてます。

○下田京子君 現実にはそうしたところに援助できるような振興資金のようなものはないんですか。

○政府委員(秋山智英君) 工場そのものにつきましては、私も現在は現在そういう資金はございません。

○下田京子君 国産材の振興とかうかつて活用が可能となつた話も承つております。いかがですか。

○政府委員(秋山智英君) 林業改善資金の中には、たまたま触れましたように伐倒段階での助成もございます。さらに移動チップ等に対しましては、技術導入資金というのがございます。さらに間伐材等の総合加工施設の設置事業というのがございますが、これはやはり加工施設に對しての助成等がございまして、こういうものは有効に活用していただくという道はできております。

○下田京子君 大臣、一言。いまお聞きのように、いろんな国産材振興のための、あるわけですが、それらを組み合わせて、もつと有効に利用し、そしてなおかつ実効が上がるような方向で、予算の審議が終わればすぐにも五十八年度の予算の話になりますから、大蔵は——政府全体がでしよう、いまゼロベースだなんて言つていて、中々、本当にこれをどうやるかという点で大臣の決意を聞かしていただきたい。

○下田京子君 大臣、私が言うまでもなく、被害の発生機構というのがまだ説明されてないわけですから、そういう中であつて、一定の予防をするということ、空散を中心によつてきていて、わけですが、被害が出たやつたらばそれはもう伐倒しなきゃだめ、伐倒したものをどう有効に利用するかという、そこがきちんとされていまして、これは終息というふうにはなかなかならないというところは重ねて言つておきたいと思ひます。

それから、そこで特別防除の被害の問題なんですけれども、この過去五年間の間に百二件の届け出がなされていまして、聞いております。——時間がなくなつちやうたので、私の方から申し上げたいと思ふんですが、この五年間で宮城県だけで三件中三件とも飛散による被害であつたと。それから福島県の場合には一件中一件、これが飛散。それから茨城県は九件中七件が農家の飛散によるもの。千葉は十一件中十件が同じく飛散によるもの、こう聞いておりますが間違ひございませんか。

○政府委員(秋山智英君) 御指摘のとおりであります。

○下田京子君 そうしますと、さつきからいろいろ議論になっておりますけれども、農家だから一定の被害は認められる。しかし、人体や他の産業に被害を与えないような方策でもつて指導していくんだと、こういうことなんですけれども、この飛散による被害ということを単純に風向きがどうだったからだと、これで終わらせないで、十分な調査と対策が必要だと思ふんですけれども、この点いかがですか。

○政府委員(秋山智英君) これはやはり今後特別防除を進めるに当たりましては、これまででもそうでありまして、地域に及ぼす、自然環境あるいは生活環境の保全、さらには農業漁業への被害を及ぼさないような点に配慮してきていたわけでございますが、これからはさらにこの問題についてはより一層厳しくやつていかなければならぬと考えております。

○下田京子君 厳しくやるということは調査してきちんとした対応を研究されるのかということ、端的に答えてください。百二件のうちの一番多いのが蚕さんなんですよ、三十四件。それから次がハチですよ、二十八件なんです。大事な問題ですよ。ですから、きちんと研究をして対策とるかどうか。

○政府委員(秋山智英君) これらの問題につきましては、過去五年間の経過を踏まえまして、さらに調査等も十分してまいりたいと考えております。

○下田京子君 調査するということですから、調査をし、対応を具体的にやつていただきたいと思います。

そこで、この前も申し上げましたが、時間がなくなつてお答えいただけなかつたんですけれども、環境庁が委託をして調査していただいた山階鳥類研究所の調査結果の問題です。検討されましたか。

○政府委員(秋山智英君) 報告書を読ませていただきました。

○下田京子君 御感想はどうですか。

○政府委員(秋山智英君) これはやはり調査結果、読ませていただきましたが、やはり調査期間が非常に短期間の、しかも限られた範囲でございまして、レポートでも十分な結論を得るに至つたものとは考えてないというふうなこともございします。

(委員長退席、理事宮田輝君着席)

しかし、これは非常に重要な問題でございまして、林野庁といたしましてはこの調査を参考の一つにしながら、これからもやはり薬剤防除の安全確認調査というのを進めてまいらるわけでございますので、参考にながらまた私も継続して実施してまいりたい、かように考えています。

○下田京子君 そうしますと、自然環境保護団体の皆さんの意見ということをかなり尊重していくということは有効であります、このマツクイムシ防除の基本にひとつ据えなければならぬ課題

だと思っんです。そういう点で、県の審議会の中にもこうした関係者の皆さん方がお入りいただけるように具体的に御指導いただきたいと思うんですが、その点はどうですか。

○政府委員(秋山智英君) 各県の森林審議会のメンバーを見てまいりますと、学識経験者を初め、専門家もありますが、さらにはこの自然保護の關係の団体の長が入っておられる県もございます。

今後この問題につきましては、具体的に検討しながら万全を期す考えでございますが、その一環としてこの問題につきましても検討をさせていただきます。

○下田京子君 最後に、大臣検討ではだめなんので、明快なお答えいただきたいんです。被害の発生が出ている、そしてそれをどういうふうにしてできるだけ少なくしていくかということで、そうした自然環境保護団体の皆さんがおやりになっている研究や、それから意見などもどんどんお聞きしていきたいと、こう言っているわけです。とすれば、その県の森林審議会の中にちゃんとこうした団体の方がお入りいただけるように、具体的に指導をいただきたいと思うんです。四県だけなんです、いま入っているのは。どうでしょうか。

○国務大臣(田澤吉郎君) 先ほど長官から答えたように、やはり検討してまいります、その点については。

○下田京子君　最後に、検討じやだめなんですよ。そうした人たちが入れるように、きちつとしなかり指導、いただきたいんです。指導するかしないか、検討するなということもないでしよう。いままでのお話、ずうつと承つてきたら、当然こういう方々の意見というのは聞くべきじやないですか。

○国務大臣(田澤吉郎君) 指導するようにいたしたいと思います。

○喜屋武眞榮君 私、前置きといたしまして人畜に被害を与えないように、しかも防除、防遏の目的を完全に果たしてもらわなければいけない、こういう期待を持って質問いたします。

まず第一に、現行法ができた時点ではあと五六年をすれば完全防除ができるという見通しを持って立法されたと思いますが、ところが皮肉にも現実には、その翌年からぐんぐん激増しまして三倍近くの発生になっておる、このことに一体、どうも矛盾を感じてなりません、これをどう受けとめておられるか、また責任を感じておられるか、大臣にお聞きをしたいと思います。

〔理事宮田輝君退席、委員長着席〕

○国務大臣(田澤吉郎君) 五十二年の法制定の當時、やはり当時の防除技術あるいはまた当時のマツクイムシの現状、被害状況等から見て五年間で何としても終息しなきゃならないという決意で五年間これに対処してまいったわけでございますが、先ほど申し上げましたように五十三年のやはり異常気象というものが全体の環境を大きく変えたと、そのことによって、また特別防除に対

する限界あるいはまた伐倒駆除に対する一つの限界等もございまして今日大きな被害を生んでいるわけございまして、私たちはこれまでの過去五年間の責任は十分痛感いたします、そういう点では、したがいまして、この責任をやはりこれから新しい法律の五年間によりまして何とかこれを終息したい、これが私たちの決意でございますので御理解をいただきたいと思います。

○喜屋武眞榮君　次に、薬剤の効果は三週間ですが、三週間だと言われ、そしてそれを二回散布すると、こういうことになっておりますね。そうしますと、そこで問題は、マツノマダラカミキリの羽化脱出とのタイミングですね。完全にそれが乗つかからぬという完全駆逐はできぬと、こういうことになりますね。その点どうお考えですか。

ふうなことでその発生の状況とうまくかみ合うような形で防除をせないかぬ、かように考えております。

○書屋武眞榮君　次に、マツノマダラカミキリの気温によって時期がずれますね、日本列島をずっと寒帯、温帯、亜熱帯と、こうなりますね。そうしますと本土では大体六月から七月の間ですね。ところが沖縄のように高温多湿の温度の高いところでは四、五と、こうかみ合わないわけです。そういうった気温によるずれをどうかみ合わせていくかということが非常に大事な問題であると思うんですね。その点からすると、仮に法はできても手続にまた相当時間がかかりますね。その時間のためにすでにもう発生しておると、追つかけていったんじゃ間に合わないのじゃないかと、こういう心配もあるわけなんです、どうでしょうか。

○政府委員(秋山智英君) 沖縄県におきましては、四月の中下旬から先生御指摘のように始めなければならぬということ、これはできるだけ速やかに対応しその措置ができるように進めてまいらなさいかぬと、かように考えております。

○喜屋武眞榮君 次に、もう時間ありませんから結論だけ問題提示をいたしたいと思いますが、沖縄の場合は他県と違ひまして、これは特に防衛

施設庁の立場も関連しますので、基地の中は米軍が、基地の外は日本政府がと、こういう立場があるわけなんです。しかもそういう立場の中で今度はマツタイムシが間を縫うていくと、完全に普通の場合であってもその防除体制がうまくいかないというと抜けていく心配がありますが、いわゆる治外法権の基地の中でマツタイムシまでも治外法権の特権を持ってやりますというともう大変な

ことになるわけなんですがね、その点沖繩におけるマツクイムシの防除防遏体制についてはどのような対策を持っておられるか。

○政府委員(秋山智英君) 沖縄県におきますところのマツクイムシの防除につきましては、沖縄県とそれから那覇防衛施設局それから米軍の三者の

連携を図りながらこの被害量の把握あるいは防除方法、防除時期等につきまして随時連絡調整を図っておりますでございます。それで特に沖縄県知事それから那覇の防衛施設局長、米軍の四軍の調整官から成ります三者連絡協議会というのを開催しながら、この防除につきまして基地の立入手続の簡素化とかあるいは密接な情報交換等を行いますからこれまでも連携をしましてまいっております。

か、さらに今後一層その辺の連携をとりたいと考えております。

○喜屋武眞榮君　どうもそのような一応姿勢はよろしいと思うのですが、現実はこの二、三年来沖繩のマツクイムシが猛威をふるつておるといふことは御存じだと思いますね。それで本当にそういった完全な緊密連絡提携がうまくいっておらぬのではないか、こう思うわけなんです、それで予算措置は米軍あるいは日本政府との関係はどう

なっておりますか。

○政府委員(秋山智英君) 五十七年度につきましては、米軍におきましても二億六千万円の予算措置をとられていたと伺っています。私どもは、やはりこれは連携をとりながら密接に防除体制をとりませんと駆除できませんので、できるだけ早く再度連携をとりつつその体制について万全を期してまいりたい、かように考えております。

○喜屋武眞榮君 米軍の予算どうなっています

○政府委員(秋山智英君) 百十五万ドル五十七年度に予定しておると伺っております。

○齊屋武眞榮君 いまの百十五万ドルというのは五十七年度間違ひありません。

○政府委員（秋山智英君）　そういふふうに伺つております。

○喜屋武眞榮君 もっとお聞きしたいことは、米軍の態度はどういう態度ですか。

○政府委員(秋山智英君) 沖繩県からのこれは報告によりまして、特にこゝ一、二年は積極的に防除体制を確立してやるといふふうに予算的にも措置がなされてきておりますので、私どももいたし

ましてはさらにこれを十分な連携をとりながらやっつけかなきやならぬ、かように考えておるところであります。

○喜屋武眞榮君 次に、この発生経路ですね、発生経路にはいろいろあるようでありますが、アメリカから来た松材が原因になっておるのだとか、それから製材所を中心として猛威をふるっておるのだとか、こういったこともいろいろありますが、どうなんでしょうか。

○政府委員(秋山智英君) このマツノザイセンチュウがどこが一番最初かということにつきましては、まだ学者間でははっきり結論は出ておりませんが、これにつきまして、わが国で発見されたマツノザイセンチュウと同じものがアメリカにおきましても発見されたということは言われています。

そこで、防除をするに当たりましてはやはり貯木場あるいは製材工場周辺というところには相当注意を払い、丸太の移動等につきましても監視をしながら、この制限あるいは禁止をするというふうなことも大事でございますので、それらにつきまして今後市町村にもそういう予算もつけておりますので、県の森林病虫害等防除員と連携をとりながら対処してまいりたい、かように考えております。

○喜屋武眞榮君 なぜ私がそれを念を押すかと申しますと、沖縄の場合こういう見方があるんです。米軍基地がその温床、こういうことで具体的に挙げたんですね。米軍基地、いわゆるアメリカの松材を米軍が基地内に持ち込んで、そこでいろいろな施設をやりますね。それが一つの経路になつておるんじゃないかということを、これは断定ではありませんけれども、そういうことは十分予想されるんですね。このことは、これは御存じでしょうか。

○政府委員(秋山智英君) 情報としては読ませていただきました。断定はできませんが、今後やはり松材の移動等についてはやはり防除の一環として厳正にしていくことが大事だと思っております。

○喜屋武眞榮君 重ねて申しますが、沖縄の特殊事情下においては、これはいろんな面で言えるんですが、いまマツクイムシという一例でありますが、基地と基地の外、そうして基地の特権がいろいろな形で沖縄県民に被害を与えておるという、これをどう調和、調整していくかということを、たとえばこの問題については、これは農林大臣あるいは防衛施設庁の非常に重要な責任をこれは感じてもらわなければいけない、こういうところに漏れが出てくるんですね、こういうふうに出てくるんですね。これは大変な猛威をふるっておるわけなんです。

そこで次にお尋ねしたいことは、たとえば沖縄に果樹の害虫としてウリミバエとかミカンコミバエがおりますね。それがこの数年来で一応駆逐が成功しておるんです。その一つに不妊化、こういうことがあるんですね。不妊化の問題がありますね。そういうことから思いますが、天敵とか不妊化によってこれを駆逐していく、こういうことも考えられるのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○政府委員(秋山智英君) いまの不妊化の問題でございますが、これは林業試験場におきましてもこれを追求したわけでございしますが、その結果、マダラカミキリの雄の不妊化に必要な放射線量は一応コバルトでやつてわかつたわけでございしますが、問題は雄バチを、これは共食いをするものですからなかなか増殖できないという問題がございまして、さらに実用化まではいかないというふうな話がございまして、現段階では、共食いをしてしまふと言ふんです、虫同士ですね。

○喜屋武眞榮君 最後にありますが、大臣にお聞きしたいと思いますが、沖縄の開発を考えた場合、いろいろの障害が出てくるわけなんです。人的、物的あるいは天敵、そういういろいろな面があるわけなんです。そういった他県と違うこの特殊な事情を常に配慮してもらわぬという、本土の物差しではそのまま当てても適用しないことがいっぱいあるわけなんです、その点十分今後

も配慮してもらわなければいけない。こういうことで、特に大臣の沖縄に対する認識、また第一次産業、国民食糧の資源生産地としてのこういった位置づけをいつも私強調するわけでありますが、そういう点から大臣の所見を承って終わります。

○国務大臣(田澤吉郎君) 喜屋武先生には、さきに予算委員会においても御答弁申し上げたのでございしますが、沖縄の農業の特殊性を十分考えながら今後積極的な農林水産行政を進めてまいりたい、かように考えます。

また、たゞいまマツクイムシの被害についても特殊な事情等もございしますので、その点も十分配慮しながら今後対策の万全を期してまいりたい、かように考えます。

○委員長(坂元親男君) 先ほどの坂倉君の質疑に対する答弁の補足がありますので、これを許します。小島農蚕園芸局長。

○政府委員(小島和義君) 先ほど坂倉先生から御指摘がございましたNACの毒性データ問題につきまして、追加してお答え申し上げます。

先ほど御指摘ございました半数致死量の実験データの体重キログラム当たり九十一ミリグラム分の相違がありますが、毒性判定の上から問題になるほどの数値ではありません。したがって、これにより散布農業の希釈濃度等に影響を与えるものでもありません。その点につきまして、環境庁とも打ち合わせ済みでございます。

○坂倉藤吾君 いまお答えをいただきましたが、問題は利害関係にある特別防除区域の近辺の方々の心配というのには常に変なものを保持しているわけでありまして、しかも過般といえますか、ちょうど昭和四十七年の六月の十六日に第六十八回の国会であります、自然環境保全法が成立するに当たって、本院での附帯決議があるわけであり

ます。それはその附帯決議の七項に「森林に対する薬剤散布については、環境汚染への影響にかんがみ、その毒性研究」あるいは「規制を強化する」ということについてきわめて留意を呼びかけて

いるわけですね。この附帯決議は御存じだろうと思ふんですが、少なくともこれは、単に主管官庁が環境庁だというのはなくて、当然林野庁あるいは農水省あるいは関係の厚生省、こうしたところが大分この課題についてみずから取り組んでいくというふうな点を明らかにして進めなきゃならぬだろうと思ふんです。ただ、国の予算の関係その他から見て、たとえば薬剤会社その他が出してくるデータについて、独自の判定ができるようななかなか研究というのは大変な資金を要するわけでありまして、それととりやれというふうに私は申し上げませんけれども、絶えず毒性の研究をする。そして、それに対する毒性の特徴をつかんで、それに対応した具体的な何といひますか、技術あるいは取り扱ひ上の注意、こうしたものについて当然、付近住民の方々にも十分納得のいくような説明をしていく、こういう配慮がきわめて重要であらうと思う。そういう意味合いでのチェックの仕方等について、さらに検討をしてもらうように要望し、一応いまの答弁についていろいろ異論のあるところですが、これはまたの機会にしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長(坂元親男君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(坂元親男君) 御異議ないと認めます。午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(坂元親男君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

ておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○川村清一君 それでは、第七次漁港整備計画につきまして質問をいたしますが、大臣にまずお伺いいたします。

わが国水産業は、二百海里時代のすでに六年目を迎えて、きわめて危機的な状況に置かれておることは御承知のとおりだと思います。海外漁場におきましては、漁業規制がますます強められておりますし、漁業用の燃油価格の高騰はとどまることを知らないというような状態でありまして、さらにこういうような情勢の中で、生産者価格というものは低迷を続けておる。そのため、西日本の以西底びき網漁船の減船を初め、大中のイカ釣り漁船の減船、さらには遠洋マグロ漁船の減船問題がいま大きな政治課題になっておりますが、これらの対策が現在強く求められておるところでございます。

で、こういう情勢の中で、われわれは生産構造の再編整備のため、全力を挙げて取り組んでいかねばならないことは当然なことでございますが、同時にわが国漁業の基本的課題といたしましては、わが国の二百海里水域内での漁業の発展、つまり外国の影響を受けない沿岸、沖合い漁業の振興、このために全力を挙げていかねばならないと私は確信しておるわけでございます。

そこで、沿岸、沖合い漁業を地場産業として発展させていくためには、漁港の機能的整備が非常に重要であることは言うまでもないことでございます。そこで現行の第六次漁港整備計画を一年繰り上げて、漁業情勢の変化に対応して新しい計画、すなわち、ただいま議題になっておりますところの第七次整備計画を策定されたものと思っておりますが、大臣の第七次計画を策定されたものでございますが、大臣の第七次計画を策定された基本的な見解、私がいま申し上げましたが、こういう見解の上に立って第七次計画というものがあるかと思っておりますが、これに対する大臣の御見解をまず伺いたいと思っております。

○國務大臣(田澤吉郎君) ただいま御指摘のように、いま水産界の環境は非常に厳しゅうございす。すなわち、二百海里規制の強化、燃油価格の高騰等大変な状況にあるのでございまして、しかしながら、その中でやはり水産物の安定供給を図る、そのためには、わが国の周辺水域の豊富な水産資源を活用してまいらなければいけない。そこで沖合いあるいは沿岸漁業の整備を図る。また一方、強力な漁業外交を進めることによって、遠洋漁業の整備を図ることが基本でございまして、そういう面から考えますというところ、やはり漁港は漁業の生産あるいは流通の場でもあるし、あるいはまた、漁村等のいわゆる生活の場でもございまして、やはり漁業振興のためには、漁港の整備というものは非常に重要な役割を果たすというように点を考えまして、特に最近の社会経済情勢の推移が、やはり六次から七次計画をせざるを得ない一つの大きな変化もございまして、今回この七次計画を策定したわけでございまして、行財政の非常に厳しい中にこの計画を策定したというのが実態でございまして。

○川村清一君 大臣の基本的な考え方は、私の考え方と大体一致しておると思うわけでございまして。

そこで、承認を求められている第七次整備計画でございますが、これは五十七年度を初年度として六十二年に至る六カ年計画であります。事業費一兆二千億に及ぶものであつて、さらに、第七次の漁港整備長期計画の中に取込まれている改修事業、局部改良事業を含めると、総事業費は一兆八千五百億に及ぶ膨大なものでございまして。総事業費はこの膨大なものでございまして、さて、この事業予算というものがもし充足されなければ、せっかく策定されたこの計画も、全く画餅に帰すわけであります。財政再建が最大政策になつておる現在の厳しい財政状態の中で、この予算が獲得されることが果たして可能なかどうかという点に、はなはだ私は疑問を持っております。第七次計画を提出されている責任大臣として、

で、どのような決意を持つてこの案件を国会に提出されておるのか、見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(田澤吉郎君) 御承知のように、昭和五十四年から六十年まで、いわゆる新経済社会七カ年計画が策定されておりました、その中の公共事業全体が、御承知のように二百四十兆円でございまして。その後、経済動向等にかんがみまして、総枠の二百四十兆円はこれは変更しておりませんけれども、六十年年度までに支出額を百九十兆円に設定したのとは御承知のとおりでございまして、このいわゆる新経済社会七カ年計画に沿つてこの新計画はつくられたものでございまして、政府としても、その達成には責任を持つて努力をする考えでございまして。

○川村清一君 重ねてお尋ねしますが、ただいまの大臣の御答弁によつて、第七次はこの計画期間内において完全に実施すると、こういう御決意である、その確認してよろしゅうございましてか。

○國務大臣(田澤吉郎君) そのとおりでございまして。

○川村清一君 それでは、私は具体的にお尋ねいたしますが、第一次と第二次は別といたしまして、第三次は、昭和三十八年から四十五年に及ぶ計画であります。第四次は、四十四年から四十八年までの計画であります。第五次は、四十八年から五十二年までの計画であります。第六次は、五十二年から五十七年までの計画であります。そして、今度の第七次は、五十七年から六十二年までの計画であります。

で、このいま申し上げた計画全部通して見ますという、必ず計画の最後の年次を次の計画に移してですね、いわゆる一年繰り上げて計画をつくるということが一つの慣習になつておるようでございますが、これはどういふわけでございましてか。

○政府委員(松浦昭君) 確かに、川村委員御指摘のように、過去の計画を見ますと、計画の完了の一年前に次の計画を策定しているという状況

況は事実でございまして、また、今回の第七次計画につきましても、一年繰り上げて新しい計画をつくるということにいたしましたことは事実でございまして。しかしながら、この考えは、何分にも計画期間が長い期間でございまして、その間に、大きな漁業の情勢の変化、たとえば漁船の隻数が増大したり、あるいは大型化したり、いろいろな変化を来しております。

また同時に、たとえば二百海里の設定といったような事態であるとか、あるいは燃油価格の異常な高騰といったような周囲の変化というものもあるわけでございまして、かような状況にかんがみまして、第六次の計画では、その当初におきまして見通しが立て得られなかった、その状況を補正いたしますために一年繰り上げて第七次の計画を策定したという事情でございまして。

○川村清一君 それでは、さらに具体的にお尋ねしますが、第四次計画は四十四年から四十八年までのもの、そして、四十八年一年繰り上げて四十八年から五十二年までとなっておりますが、その結果を見ますと、第四次におきましては、第五次に移るまでの事業予算とその達成率、進捗率でございまして、全体で一千五百億の計画、これが千六百十三億円事業をやりました、進捗率七八%、したがって、事業量の残りが三百三十七億円、全体で二二%、これがこの四十八年を繰り延べて第五次に移行しております。第五次の全体計画は四千八百億、そして、その第五次の第一年度は、つまり四十八年、このときにつけた予算が五百十四億、したがって、第四次全体を考えると、第五次の初年度を含めまして全体でもつて一二%いってまいります。つまり、第四次の残り三百三十七億に対して第五次の初年度で五百十四億という、残高をさらに超える予算をつけましたから、一二%事業が達成された、これは高く評価するわけであります。

ところが、第五次は、計画予算は四千八百億、この達成率は四九%、すなわち二千三百七十一億円事業をいたしましたから、残は実に二千四百二

十九億円、五二%残つておるわけでありま。これだけを残して第六次に五十二年から始まりました。そして、第六次の初年度、つまり昭和五十二年につけた予算は九百二十七億円、したがいに残り二千四百二十九億円に對して九百二十七億円しかつておりませんから、第五次の總事業進捗率というものは六九%にすぎないのであります。これはおわかりのとおりです。

次に、第六次であります。

第六次は、五十二年から五十七年、ことしまでの計画、總事業量は八千八百億円、そして、遂行した事業は七三%の六千三百八十億円であります。したがいに残り二千四百二十億円で、第七次の初年度はことしまであります。ことしの予算は言うまでもなく一千四百三十五億円で、そうすると、第六次で残つておるものが二七%で二千四百二十億円、二千四百二十億円を第七次の初年度の計画は満度についたこととあります。ところが、二千四百二十億円残つておるのに千四百三十五億円、つまり、第六次のこの事業達成率というものは八九%の七千八百十五億円であります。これが現実の姿であります。

これを、先ほど大臣が言われた決意と比較して、どう御説明なされるのか、説明をお聞きしたい。

○政府委員(松浦昭君) ただいま川村委員がおっしゃられた数字は全部そのとおりでございます。

そこで、御説明を申し上げますと、確かに第五次の計画におきましては、昭和五十一年までの計画の達成率が四九%でございます。第六次の初年度において九百二十七億円をつけましたが、それを加えまして、仮に五次がそのまま実施されたとしても六九%の数字はそのとおりでございますが、この年は御案内のように、きわめて異常な年でございます。まず、オイルショックが非常に深刻に日本の漁業を襲ったという、また日本経済

全体を襲ったという年でもございますし、さらに加えまして、二百海里の設定があつたというきわめて計画の実施に当たりましてはむづかしい条件が整つた年でございます。

また、第六次の計画につきまして申し上げますと、確かに昭和五十六年度までの達成率は七三%でございます。この七三%と申しますのは、実は私も第六次の計画の昭和五十六年度までの進捗率として予想いたしました状況とは余り差はございません。しかしながら、昭和五十七年度予算、これは御案内のように行財政の改革によりまして、いわゆるゼロシーリングのもとにつくられた予算でございます。この予算が大きく響きまして、先ほど第六次の最終年度を五十七年度と仮定いたしました場合におきましても八九%、約九〇%の達成率しかないという御指摘のとおりでございます。しかしながら、先ほど先生も御指摘ございましたが、第四次の計画におきましては、仮に一年繰り上げました状態につきまして、そのまます事業が完成されたと考えますと一二%でございます。その前の第三次計画は一〇三%という実施の状況になつておるわけでございます。必ずしも従来まで計画が一〇〇%完成できなかった年ばかりではないということでございます。

先ほど大臣の御決意にもございましたように、確かに行財政改革のむづかしい折ではございますけれども、しかしながら、今後の予算の獲得を最大の努力をもつて行うことによりまして、この第七次の計画というものは完全に実施したいというふうな考へておる次第でございます。また同時に、この漁港の整備事業と申しますのは、ほかの公共事業とはやや違つた要素があると思ひます。つまり、漁港は社会資本の中でも特に整備水準が低い状態にございます。また、漁港は用地の取得等の問題が少なからずございます。きょうなことで、かつての年次の中では一三〇%あるいは一四〇%対前年度増といったような予算がついてる時期もございました。今後の努力によりまして

てこの第七次の計画は達成しなければならぬし、また達成できるものというふうにお考へになつて、大臣が御答弁なすつたと思ひます。

○川村清一君 長官はなかなか答弁がうまいですからだまされるんですが、確かにいい年もありますが、大体においていつてないんですよ。オイルショックなんということをおつしやつた。それ以上に財政再建という、財政を圧迫する大きな要素がある、これからの財政で、第七次の一兆二千億というこの事業量を一体完遂することができかどうか、はなはだ疑問であります。大臣が決意を述べられたのだから、これはまず信用しておきます。

そこで、さらにお尋ねするのは、いまは一兆二千億という第七次の漁港整備計画についてお尋ねしてゐるんで、そのほかに長期計画になりまして、改修事業、局部改良事業があるわけでありまして、これもいまの第七次計画と同じである、この予算についても大臣は責任を持つて獲得に全力を挙げるといふ決意であるだろうと思ふんですが、これを重ねて大臣の決意としてお述べいただきたい。

○国務大臣(田澤吉郎君) 当然これは第七次計画の中に入つておることでございますので、責任を持つて努力をいたしたいと考えております。

○川村清一君 重ねて申し上げますが、これは、漁港法に基づいて、漁港審議会にかけて計画策定がされて、もちろん計画策定のその計画の中で、大蔵の了解も取りつて、そして閣議決定して、国会の承認を求めたために国会に出してゐるわけなんです。したがつて、国会でわれわれがこれを審議して承認した場合においては、第七次漁港整備計画に對しては国会も責任があるわけでありまして、したがつて、重ねて申し上げますが、この第七次計画、いま国会で議論しているこの計画が承認された暁においては、絶対にこれが完全に実現できるように努力されたいということを重ねて申し上げておきたいと思ひます。

○国務大臣(田澤吉郎君) ただいま御指摘のよう

に、漁港審議会の議を経ておることでもございすし、また先ほど申し上げました新経済社会七カ年計画にもつとつておることでもありまして、また他の長期計画と異なりまして、漁港整備計画は国会の議を経て非常に重要な機関の決定を経ての設定に相なるわけでございますので、そういう点では、先ほど申し上げました、責任を持つてこの点は達成するように努力をいたしたいと考えております。

○川村清一君 漁港関係整備事業に要する費用は国だけが負担するのではなくて、都道府県、市町村が負担しております。そのほか一部受益者団体が負担しております。受給者団体とは何か。これは地元の漁業協同組合であります。

そこで、昨年成立いたしました行革関連特別法で、財政再建期間中国の負担または補助の金額が縮減されることになっておりますが、こういうふうな関係で地方財政もきわめて厳しい状態にあります。この計画実現に向けて地方自治体は財政的に一体対応できるかどうかということが心配であります。また、漁業協同組合などは、漁業不振から信用事業も不安定なために組合運営も容易でない状況でございます。このような情勢の中で、計画実現のためには、国が地方自治体財政確立のため相当な援助協力をすべきだと私は思ふんであります。政府としてはどう考へていられるか。

○政府委員(松浦昭君) 確かに先生御指摘のように、地方の負担というものは、この漁港の整備計画を達成いたしますために非常に重要な要素でございます。ちなみに、まず地方公共団体の負担の方から申し上げますと、昭和五十六年度の漁港整備事業に對しますところの地方負担額は、都道府県分が約四百七十一億、市町村分百九十七億、合わせて六百六十八億と見込まれております。五十七年度につきましては都道府県が四百九十九億、市町村分約百九十五億、計六百九十四億というふうな推定しておるわけでございます。これらの漁港整備事業に對しますところの地方負担の財源としましては、もとより従来から地方公共団

になります施設というものがまさに一体に整備されなければならないということは先生の御指摘のとおりでございます。

漁港は、防波堤あるいは荷さばき所あるいは補給施設といったような各種施設と総合一体になりまして、初めてその機能が発揮できるわけでございます。これらの施設が有機的に結びついて機能が発揮されなければならないということでございます。

特に、漁港施設のうちに基本施設あるいは道路、用地等の機能施設につきましては、これは漁港整備事業でやるわけでございますが、漁港施設のうちで冷蔵庫あるいは荷さばき所、給油施設といったような陸上施設につきましては、先生御案内のように、水産物流通加工拠点総合整備事業または新沿岸漁業構造改善事業によって整備されるということになっております。また、そのような観点から、漁港の持つ機能を有機的に発揮するためにも漁港整備事業が、これらの事業との有機的な連携を持つということが必要でございます。

また同時に、先ほど大臣からも御答弁ございましたが、今回の第七次の計画というものは、特に日本の周辺の二百海里の漁業、日本周辺の漁場の開発あるいは栽培漁場の開発といったようなことと非常に関連を持ってまいっておりますので、沿岸漁場の整備開発計画あるいは栽培漁業の振興施設整備計画といったものともこの漁港計画とが整合性を持つということが必要でございます。

さような角度から、従来におきましても十分に双方の調整を図っておるわけでございますが、さらに、基本的には都道府県の段階におきまして、これらの関連事業等を十分に配慮いたしまして、漁港の整備計画をつくって申達するようにということで指導をいたしておりまして、さような点での整合性を保っているということでございます。

○川村清一君 たいだいまは漁業生産面からお尋ねしたわけですが、次に漁港は漁村集落の中心でもあることは御存じのとおりであります。漁村の生活環境整備はこれは農村に比べますと、遠

慮ながら著しく立ちおくれしていることは明白であります。したがって、漁民生活を豊かにするためには漁港整備事業とともに漁業集落環境整備事業、これとやっぱり整合性を持たせて、この集落環境整備事業は、第一次が終わって第二次に入るわけでありまして、これとともに強力に実施すべきであると私は思うんでありますが、この点の御見解を伺いたいと思います。

○政府委員(松浦昭君) たいだいまの先生の御指摘も全く同感でございます。

漁村の生活環境が都市に比べてかなり立ちおくれしているということも事実でございますし、水産業の振興を図ります立場から考えますと、単に漁業生産基盤の強化をするということだけではなくて、生活環境の整備ということも非常に重要でございます。特に後継者を確保するといったような角度からこれが非常に重要になってくるということとは私もよくわかっていて、次第でございます。このために、昭和五十三年から漁港施設の整備とあわせて漁業集落環境整備事業を実施しておるわけでございまして、昭和五十七年度の予算案におきましても、事業費で三十八億、国費で二十一億ということで事業の計画も組まさせていただきました。御審議もお願いしているわけでございまして、事業の内容といたしましては、特に漁業集落道の整備であるとか、あるいは水産飲用水施設の整備であるとか、あるいは漁業集落排水施設の整備であるとか、あるいは集落の環境改善を目的とした用地の整備といったような非常に多種の事業がこれに組み込まれまして、生産のみならず、生活環境の整備をやっていくということになっていくわけでございます。

かような観点から、漁業及び漁村の健全な発展を図るということで、この事業を今後ともさらに推進してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○川村清一君 総論的な質問は大体終わりましたから、まだ若干時間が余っておりますので、今度は具体的な問題について若干お尋ねします。

現実の漁港、日本じゅうに何千てあるんですから、その何分の一ぐらいしか見ておりませんけれども、しかし、北海道の漁港、これは大体二百何十港あるわけですが、大体一回は見ておるわけがあります。

そこで、その観点から具体的にお尋ねします。まず、私が不思議に思っておるの、具体的に漁港の名前を言いますから、たとえば第三種漁港の三石、それから同じく第三種の様似漁港、第四種の庶野漁港、これらは大体昭和二十六年――庶野は二十八年ですが――に着工されておりますから、いまは昭和五十七年ですから、三十年たつてゐるわけです。それが、第一次、第二次、第三次、第四次、第五次、第六次、第七次と全部やつてきてもまだ完成しない。これはどういうことなんですか。三十年たつても完成しないならば、この間に漁業の状況がどんどん変わつていきますから、その都度やつていったら永久にこれは完成しない。私の生きている間にはこれはもうとても完成しないんじゃないかという気持ちもあるわけですが、これらのことは一体どういうふうに御説明になれますか。

○政府委員(松浦昭君) 確かにたいだいま先生おっしゃいました漁港の例をとりましても、昭和二十六年から開始をいたしまして、いまだに、まあお言葉によりますと延々とやつておる事業でございます。

ただ、確かに漁港の整備事業というのは、その計画に沿ひまして漁港を計画的につくっていくというところで、ある程度まで見通しを立てました一定の期間、長くもなく短くもないという期間を計画期間に定めまして、その間に実行可能な事業量を予定いたしました。そのために各事業計画が六年とかあるいは五年とか八年といったような形で実行計画が組まれてゐるわけでございまして、しかしながら一方で個々の漁港の漁業の事情というものを考えますと、その間に大きく変化してまいるわけでございます。

たとえば、たいだいま先生一つお挙げになりました様似漁港の港勢、こういふ点を考えてみますと、昭和三十一年に利用漁船でございまして、隻数が八十三隻でございました。ところが、昭和五十四年は三百六十一隻ということで四・三五倍にも上つてゐるわけでございます。しかも、どんな船が大型化しておりますから、トン数では六百二十五トンというものが実に一万七百五十七トンまでふえてきておるわけでございます。トン数で申しますと十七・二倍という非常に大きな漁船勢力の拡張になっております。

このような長い期間において非常に大きな意味では爆発的な港勢の拡張があるということを考えてみますと、やはり六年とか八年とかいつたような、そういう単位ではなかなか切り切れない変化というものが様似漁港においても起こつたんじゃないかというふうに考えられるわけでございます。

そういうことで、一たんこの計画が完成を見る時期になりましたら、次の事態が発生してございまして、その次の計画の中でこれを取り入れて、それでさらにこれを突進に合つたものにしていくということが必要になってくるというふうに考えられるわけでございます。

そこで、また、一たんこのような計画が予定どおり完了いたしましたら、その後の発展によつてさらに拡充整備を図る必要が生じ、それがまた新たな計画の中に組まれていくことが必要になつてくると思ひます。

そこで、一方においては、一定期間内に実効ある事態をつくり上げるということ、一方ではその期間を超えた状態においてもなおかつ大きな変化が生じてくるという両方の調和を図っていくということが非常に重要でございます。このような角度から漁港の整備計画はその発展の過程に應じてまして数々に分けて整備計画の中で連続して計画を立てていく、そして最終的には、その港勢に合つた状態にしていくということが必要になつてくるというふうに思うわけでございます。

このように様似漁港をとりまして港勢の変化を申し上げましたが、ただ単に、これはその漁港の漁業情勢の問題だけではなくて、周辺の状況の変化もござります。たとえば安全性の向上というように角度からより一層新しい技術のもとに漁港の整備を再整備をするということも必要になってくるといったような事態があると思います。したがって、確かに延々とやっておるわけでございしますが、その区切り区切りにおいてはきちんとして計画の実施を図って、さらにその上に計画を連続させながらより充実した漁港をつくっていくということがわれわれの考えでございます。

なお、一たん完成いたしました施設というのは、それぞれの時点でそれなりの効用を発揮するというところでございまして、たとえばトンネルの工事のように、全部完成しなければその効用が出ないというものは漁港は違っておりますので、さような意味でむだな投資はされていないというふうに考えておりますが、今後とも将来の漁業情勢につきましてはよくこれは見通し、また、周辺の状況の変化を見通しながら、このような計画をじみちに立てていくということが必要であるという点は御指摘のとおりであろうというふうに考える次第でございます。

○川村清一君 長官のお話はわかるんです。そのとおりなんです。そのとおりですけども、これは長期計画で六年なら六年、またやっつて十二年とすく計画があるんですから、多額の国費を使つて計画を立てる以上、見通しというものがあつてしよう。その、いわゆる現在の生産に携わる漁船の総隻数、総トン数、そして生産がどのくらいあるか、現実の姿としてあるわけですね。これが一体この六年間なら六年計画の後にはどうなるか、十年後にはどうなるか、この漁村のいわゆる漁家戸数がふえるのか減るのか、船が大きくなるのか小さくなるのか、小さくなることはないが大きなか、生産量というものはどのくらいになるのか、こういう見通しも何もないままに計画を立てるわけ

けではないでしょう。そうすれば、三十年たつてもできないと言つたつて、これはなかなか理解できないですよ。そういうことを一つずつ挙げれば幾らでもありますから、それは答弁要らないです。要らないですけども、具体的に挙げると言うなら十でも二十でも私は実際の港を挙げて、漁港を挙げて言いますが、たとえばこの一種、二種だつていろいろ問題あります。まあ私の知っているところでは厚賀漁港など。二十六年にこれは着工して、三十年たつておる。三十年の間、修築できたと思つたら、完成したと思つたら今度は改修になつて、改修になつたかと思つたら今度は第七次で修築に入つてくる、何をやってるんだかわからないといったようなことになりまして、もう少し長期の見通しを持つてやっていた方がいい。

最後にお聞きすることは、北海道の宗谷管内に豊富町という町がありまして、その町の漁村なんです。稚内内という漁港があるんです。この稚内内という漁村は、戦後魚田開発ということから、北海道に二つありまして、一つは知床半島の方の宇登呂であります。宇登呂の漁港とこの稚内の近くの稚内内と二つあるわけです。ところが、この宇登呂の方は非常にサケがとれるものですが、そして、最近では知床の観光地にもなりまして大発展いたしました。もう御殿のような家がずつと並んで、漁村経済はきわめて豊かになつたわけでございますが、この豊富に私は七、八年前に行つたところが、漁家戸数は三十数戸しかないんですけれども、全然港がないんです。ですから、船の揚げおろしはもう女、子供さんみんなが長い胴長というんですが、あれをはいて日本海の荒波の中に入つて、そして船の揚げおろしをやつてゐるわけですよ。これはそこへ入つて三十年たつてゐる、何も自分の責任で来たわけではないわけですよ。戦争に負けて樺太から引き揚げてきて、国や道のいろんな指示があつて、全く一人一人いさびしい砂原に入つたわけです。そこに

はホタテがあるんだ、資源として。ところが港がないために、一年間で漁業操業ができる日数が七十日しかないというんです。ところが、これは漁業法で明らかでないように、九十日以上漁業に従事しない者はこれは漁民じゃない、水協法に言うところの組合員にならないんです。七十日しか、しつてのために操業日数がない、ホタテ資源があつてもとれない、こういうようなことをまあ泣くがごとく訴えられてまいりまして、私は偉い政治家でないから、そう言われてもおれが必ず救つてやるという胸張つては語れないけれども、組合長あなただの言つてゐることは必ず私は水産庁長官の耳にこれをいれるからということ約束してまいりまして、時の内村水産庁長官に申し上げました。が、こういうような状態、一方こういうところもある。まあ、あんなところは松浦長官行かれるようなことは絶対ないと思ひますけれども、日本——広い国土にはそういうところがあるんです。三十年たつても漁港がない。しけの日本海の荒波の中に入つて婦人や子供さんまで長靴をはいて船を揚げおろしやつておる、まことに情けがないと思ふ。しかし、この間調べてみたら第六次だかからやり始めると言うんでありますから、まあよかつたと思つておりますけれども、そういうところには何億という金がかかるわけですから、そこには漁港行政の中には、もちろん一つの漁港をつくるには何億という金がかかるわけですから、そこには漁村戸数が三十何戸、そこから上がる生産は、その漁港をつくる総予算の本当に何分の一にもならないかもしれないけれども、そこに漁民がいるんだと、漁民が苦労してゐるんだということであるならば、人権上からもその漁民に大いに情けを持つて、そしてせめて船着き場ぐらいつくつてやるべきであつてはならないかと、そういう考え方で漁港行政に当たつていただきたいということを私は強く訴えたいんだが、長官の御答弁を聞いて、それから大臣の御決意を聞いて私の質問は終わります。

○政府委員(松浦昭君) ただいま先生熱意を持ってお話になりましたが、私も水産庁に参りましてから、地方に出張いたしますと漁港の修築にかけております漁民の熱意のほどが本心に心打たれるくらいに感ずるわけでございします。特に、農林水産省のほかの分野では見られないこととございしますけれども、御婦人の方々がたくさん来られてくれと、私の手を握つてぜひこの漁港をつくつてくれというのを、朝晩あつた船を揚げおろしするということは大変な労働でございまして、これが漁港が改修されますと本間に簡単に漁船に乗り移れるという、また朝夕の揚げおろしの労働がなくなるということで、これは大変なその地域の生活の改善になるというふうに考えるわけでございします。そういう意味で私もできるだけ、生産基盤であり、また生活の基盤である漁港の整備というものに熱心に当たつてまいりたいというふうにお名前をお挙げになりました漁港につきましては、一面の砂浜の地帯でございまして、なかなか港をつくるには技術的にむづかしいところであつたやうでございします。しかしながら、第六次以降私も努力をいたしまして、個々の改修事業を続けておるわけでございまして、この場でまだどこをどう採択するということをお願いする段階ではございしませんので、その点は差し控えていただきたいていございしますけれども、事情は十分わかつておりますということだけは申し上げて、御答弁にかえさせていただきますというふうに思う次第でございます。

○国務大臣(田澤吉郎君) ただいま水産庁長官の答弁で尽きるわけでございしますが、私といたしましても、漁民の実態をできるだけ把握して、漁港はもろろんその他の水産業行政のために最善を尽くしてまいりたい、かように考えております。

○委員長(坂元親男君) 暫時休憩いたします。

午後三時三十分開会

○委員長(坂元親男君) 農林水産委員会を再開いたします。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○藤原房雄君 本日、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件、このことについての質疑でございますが、最近漁業を取り巻く諸情勢が非常に窮迫を告げておるといいますか、いろんな言い方があろうかと思いますが、まず大臣の、漁業を取り巻く危機的状態といえますか、諸問題、どういふ認識をお持ちなのかということについて、これはもう詳しく言うとか非常に問題が山積いたしておるわけでありすけれども、概括的な御所見をお述べいただきたいと思います。

○国務大臣(田澤吉郎君) 御承知のように、二百海里規制の強化、さらに燃油価格が非常に高騰しているという事情、加えて日米間の貿易摩擦の解消等の問題等がございます、新しい秩序に対するいわゆる対応を考えていかなければならない時代だと、かように考えています。

○藤原房雄君 日本の漁業、言うまでもなく動物性たん白質、日本民族のおよそ半分以上を賄ってきた、こういう経緯これであり、漁業は日本にとりましては欠くことのできない産業であることは論をまたないと思うのでありますが、二百海里問題が起きてから、いままでも周辺はもろんのこと、海外へまで出かけて一千万トンを超す大変な漁獲量を誇っておったわけです。その後、広げられるだけ広げた日本の漁業というものが国際環境の大変な変化によりまして縮小を余儀なくされたという、これはどんどん拡大するということ、高度成長の波に乗って他産業とともにそれはやさしいことなんですけれども、広げたものを縮めるということは大変なこととして、今日まで担当の方々の御苦労というものは大変だっただろうと思いますが、現状に即した形にしなければならぬわけでありす、やはり構造的にいままでの漁業の構造というものは大きく展開しな

きやならぬ。二百海里というのは、そういう意味では二百海里水域が設定されたとかオイルショックで燃油が高騰したとかいろんな要素はあるわけでありすけれども、漁業の構造改善を迫られてくる。このことにつきましては、省エネ型とかまた構造改善、こういうことについて何らかの対策を講じなきゃならぬということ、水産庁は大臣初め御努力をいただいたんだと思いますが、通観するところ、当局のこの指導性というものが発揮されるよりも、どちらかというと漁業団体、またその成り行きを見守るという非常に消極的なものであった。それが他産業と違って、構造改善と言いましてもそう一気にはできない漁業の特殊性がございすから、それに輪をかけて今日に至ってもなおかつまだ問題が未処理のまま残されておる、こういうふうに思ふんです。ですから、もつとこのあるべき姿というものをとらえて、それに対してもつと、急激にはこれはなかなかいかなることだろうと思ひますけれども、その時に来たから何かでも対応するんだということじゃなくて、長期的な漁業のあるべき姿というものをやはり順次推し進めていくということが大事だろうと思ひます。また、いままでもこの構造改善に對しましては金融対策が中心でした。もつとこの構造的な根本的な問題についてこれは改革をなしまして、とならないということが言われておりました。共補償というこのやり方も、まあ魚というのは農業とは違ひまして、どれだけの面積にどれだけの収穫があるというある程度の予測、これは漁業の場合、農業も異常気象とかいろいろなことです。測をするということには非常にむずかしいんですが、漁業はもつとむずかしい条件がございすね。そういう中でありまして、この共補償ということとは非常に業界の中で当初考えていた。やつてみると実際のいろいろな問題が起きておる、いま借入金がおよそ年間の水揚げ高に匹敵するぐらい、こういう状況が続きまして、将来の漁業というものは一体、これはもう必要性というのは先ほど申し上げたとおりでありすけれども、現実問題としてこういう厳しい状況にあり、いまこそ積極的な取り組みがなければ蘇生できないだろう、それにつなぐります加工業とかいろいろの問題、業界の方々もいま非常に危機に瀕しておる、こういうことで構造改善、構造的な改革、また省エネとかいふようなことが今日まで施策としては叫ばれてまいりました。今後こういう問題に對してとことんひとつ積極的にやつてもらいたいし、また現在はどういう取り組みをしておるのか、今後に對しての施策、こういうことについてまず基本的な物の考え方をひとつお述べいただきたいと思ひます。どうですか。

○政府委員(松浦昭君) ただいま先生おっしゃいますように、日本の漁業を取り巻く環境は非常に厳しいものがございまして、先ほど大臣が御答弁なすつたとおりでございす、基本的に申しまして、私、考えますに三つの大きな問題があるうかと思ひます。

その第一は、先ほどお触れになりました世界的に、二百海里の体制が進行いたしまして、なおこれが進行しつつあり、現に二百海里を設定している国が九十カ国にも上つておるという状況でございす。このために日本の漁業が漁場を外国において失ひまして、遠洋漁業がなかなか振興できないという状況がございす。

それから第二に大きな問題は、ただいまお触れになりました漁業経営が非常に悪くなつておるという状況でございまして、一回にわたるオイルショック、これによりまして魚価が低迷いたしてある中にコストだけ上るということから、あらゆる業種が非常に経営の困難に陥つておるという点が第二点かと思ひます。

それから第三点は、これはできるだけそういうことにならないように努力はいたしておるわけですが、ございすけれども、何分にも魚に對する需要がやや低迷しておりまして、魚離れといつたようなことが聞かれるわけでございす、この需要

というものが将来どの程度まで確保できるかと、この三つの大きな問題が日本の現在の漁業を取り巻いておる大きな問題かというふうに思ひます。これに對する基本的な対策として考えるべきことは、まず第一に二百海里の体制の中で処理をしなければならぬ問題は、このような苦しい環境の中でありましてなおかつ海外の漁場を外交交渉によりましてできるだけ確保するということが一つございす。また第二は、日本の周辺の海域、特に日本の二百海里内を見直しまして、特にとる漁業からつくる漁業へという方向に向かいまして、国民のたん白供給というものを對して遺憾なきを期するということが何としても重要な対策かというふうに考えるわけでございす。

それから第二の漁業経営の対策でございす、これはただいま藤原委員おっしゃれるとおりでございまして、このような危機的な段階を解消いたしますためには、何と申しましても経営の健全化が第一の要件でございす。このためには、現在の状況では必要あるいは資源の状態に見合わない相当な漁獲量と申しますか、漁船の隻数と申しますか、そういうものがございすので、業界の自主的な努力も相持ちまして、これに對して政府が援助をしながら計画的に、いわゆる生産構造の再編を図つていくということが必要であり、これがために諸般の金融対策その他の対策を五十七年度予算でも強化いたしまして、これに對処してまいりたいというふうを考えております。また同時にこの問題を解決いたしますためには、どうしても技術的な革新によらなざるならぬという気がいたすわけでございまして、特に魚価は上げますと必ず需要の面にはね返りまして、水産物の需要を落とすということが最近の特に顕著な傾向でございす。さような面では魚価を上げないで経営の安定を図るためにはどうしてもコストを下げるということにございすので、このためには省エネルギー漁船あるいは設備その他、できるだけエネルギーを省けるという方向に向かつてまいりまして、コストを落として経営を安定す

る、そしてまた同時に魚価を安定させて需要を確保するということが必要かというふうに考える次第でございます。

また、第三点の需要の面につきましては、消費者のニーズに沿ったような形でできるだけ加工あるいは流通に持つていくことによりまして、需要の増進を図っていくということが必要かというふうに考えまして、かような基本的な対策のもとに漁業の政策を運営してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○藤原房雄君 いろいろいまお話ございました。その一つ、一つにまたいろいろ問題もあって、これは時間もございますから長いお話はできないのであります。いま需要の、三番目のお話ございましたけれども、確かに魚価が高くては、高い魚を食べるよりも肉をいうことでこちらへ移ってしまふ、どうしても制約がある、こういう点で非常にむずかしい一面はあるわけであります。しかし、日本人はどちらかと言うとやっぱり魚を食べる民族であることに変わりないわけであります。が、しかし最近ではだんだんだんだん高級魚と言われるものに移行しつつあるんですが、私の方にもたくさんの方々からいろんなお手紙をいただいているんですけれども、イワシを食わしてくれという、これはほかの魚のえさじゃないぞという手紙もたくさん来ておりますが、水産庁でもこれはいろいろ加工の仕方とか、研究していることは私どももよく承知しておるんですけど、やっぱり年配だから昔をなつかしんでということじゃございませんで、やはりテレビなんかでいわき沖でたくさんとれたと、処理に困っているんだみたいな報道される、じゃなぜ、われわれに安いそういうものが口に入らぬのかという、これは素朴な庶民の感情であり、これは流通ですね、工夫によっては、全国的に一樣とはいかないかもしれせんけど、ちょうど牛肉なんかでも輸入牛肉の安売りの日を設定するとか、店を指定とか、いろんなことがございますけど、お魚についてもこれはシーズン中いつもということではない、日を決めてそう

いうものが手に入るような工夫もこれは必要ないとだろうと思います。いままでも御検討なさっていらつしやるのかもしれませんが、こういう大衆魚というものに対しての庶民の何か声が大きいという……。

それから、さつきもちよつと申し上げたわけですが、漁業の持つ特性ということから構造政策というところでこれを推し進める上においていろんな面で隘路がございますね。減船ということでも自主的にということですけれども、そういうことのためにこれはかえつて共補償の負担が経営を圧迫するという、こういう問題が起きますね。漁業だけ特別な助成をということは非常にバランス的に問題になるかもしれません。バランス論から言うところいうこともかもしれませんけど、漁業の持つ特性から言いますと、これはどうしてもしなければならぬやつぱり問題があるかと思うんです。ですから、自主的減船ということだけではなく、やつぱり助成措置につぎましてこれは考えませんと共倒れという、共補償じゃなくて共倒れになる。しかも、先ほどお話ありましたように、国際漁場においては競争関係にある外国の漁船が増強される、こつちは減船して少なくなるんですけど、外国の方で船をふやしてどんどんとあるということになりますと、そしてそれを野放ししておきますと、減船の効果というものは、結局魚を減らした分だけ買わなきゃならぬ。日本で買えばそれだけ、本当は共補償によつて、減船によつて構造政策の効果をあらしめようというものがそうではなくて別な形のものになつていく。こういうことで、競合する外国との交渉とか、秩序ある輸入の実現とか、これをきちつといたしませんと、減船しましても、もう水が漏れるみたいに、この効果というものは発揮できないのはもう自明の理だと思ふんです。そういう上からいたしましても、これは国際環境がだんだん厳しくなつておりますので、構造政策というのはやつぱり早くに立ち上がつていくような施策をいたしませんと、漁業というのはこのまま参りますと、これは本当に大変

なことになるんじゃないかと私どもは危懼をいたしておるんです。また、関係者の方々も異口同音に、いままでのこういうことを踏襲しておりますと、これはもう行く末は大変だということを言っておるわけです。

二つの点について見解をお聞かせいただければと思います。

○政府委員（松浦昭君）　まず多獲性大衆魚の消費からお話を申し上げますと、確かに先生おっしゃいますように、イワシを例にとりますと、恐らく去年の漁獲は三百三十万トンに達したというふうに考えられます、大変な漁獲量でございます。これがために多くの部分がえさ用にあるいは肥料用に回っているということは事実でございますが、間もなく閣議の御決定を経まして当委員会でも御審議を願います漁業白書を見ていただきますとおわかりでございますけれども、食用は決して減っていないわけでございます。むしろ非常に漁獲量がふえてまいりまして、多獲性の大衆魚がえさその他に回っているということが実情であるというふうに考えておるわけでございます。しかしながら、やはり食用にこれを回すということが何と申しまして基本でございます、そのためには現在の若い方あるいは年寄りの方々にも全部向くような形で、いろいろな形の多角的な用途というものが多獲性大衆魚について今後開拓されるべきであるというふうに考えておりまして、実は水産庁もすでにこの数年にわたりまして補助金をつけながらこの多獲性大衆魚の加工を考えておりまして、たとえばかまぼこであるとかあるいはさつま揚げであるとかそういう既存のものほかに、さらに多獲性大衆魚をより大衆が、消費者が好んで食べていただけるという加工形態の研究というものに取り組んでおります。

それからまた、流通につきましてもただいま先生御指摘のとおりでございます、できるだけ流通を、簡単な流通も含めまして多角的に流通を行い得るというようなことも考えておりまして、五十七年度予算をただいま御審議お願いしております。

すけれども、その中でもそのような経費というものも考えておる次第でございます。

それからいま一つの構造政策の面でございますが、確かに先生おっしゃられますように、共補償だけでやってまいりますと、これは非常な負担を背負っていただくことになるということもございしますし、また従来からの経営安定資金その他の資金もございしますが、この資金が非常にいま多額の資金になっておりまして、経営を圧迫しているということも事実でございます。そこで私も考えておりますのは、先ほど申しましたように、単にお金を貸すという、そのような一次的な申しますか、対症療法的なそういう考え方じゃなくて、やはり生産構造そのものを変えていただくということが非常に重要である、そのためには共補償も必要でございますが、何と申しましても、各漁業者が抱えておられる負債を整理していかないとこれはとうてい生産構造が改善できないということとで、今回五十七年度予算では三百五十億の枠をもちまして実は漁業経営負債整理資金というのを新たに設けている次第でございます。これをぜひ活用していただきまして生産構造を変えていただくということをやつていただきたいと思つておる次第でございます。

また、共補償資金は確かに公庫で但利の資金は貸しておりますけれども、これが負担、特に金利の負担が大変であるということもございますので、共補償の負担軽減対策の助成金というものを出しておりまして、五十七年度は二十億組んでございます。これは共補償の金利に対します一部国庫負担をよけいにするという形で、できるだけ低金利の共補償をできるようにということと考えている次第でございます。

そのようなことで生産構造の改変ということ、は、単に共補償だけではなくて、このようなまず負債の整理、それからやめていく方々に対する共補償、その共補償に対するまた助成、さらに加えまして、残った船をどう処理するかということも非常に重要でございます。減船後の船につきまし

ては、たとえば先ほどの負担軽減の対策の中で、廃船に対する処理というための経費も出すことを考えておりますし、それからいわゆる沿岸警備、この中で魚礁に減船の対象になりました中古船と申しますか、古船を使うというようなことも考えておりました、さような総合的な対策によりましてこの自主的な計画的な減船というものを助成していきたいというふうに考えている次第でございます。

それからもう一つお尋ねのございました、たとえ国内で日本国が一生懸命構造の改善をやつても、外国が日本に対して輸出をふやしてきたのでは何にもならないじゃないかというお尋ねでございます。まして、まことにそのとおりでございます。そこで、目下この減船計画をもちまして生産構造の改善をやつていられる一番中心勢力はマグロでございます。そこでマグロにつきましては、特に韓国船が入りまして輸出をいたしますと、まさにわが方の構造改善の計画が狂つてまいりますので、これにつきましましては、自由化品目でございますので輸入制限はできませんけれども、しかしながら韓国と定期的に需給の事情を十分話し合ひまして、一定の目標の輸入数量を立てまして、その中で輸入をしようというところで話し合ひをしております。この計画はかなり守られておりまして、現在のところ生産の改変のためのわが方の計画に支障のない状態で韓国の方も運用してくれているということでございますが、先般ソウルにおきまして話し合ひがございました実務者の会議の中でも、日本の減船の計画を韓国に十分話しまして、このような状況でやつていられるので、韓国が漁船勢力を増さないようにということも十分に向こう側に話している次第でございます。

○藤原房雄君 ただいまも答弁あつたわけでありますが、非常に厳しい環境の中にありますので、なかなかそこあたりのかじ取りというのはむずかしいだろうと思ひますけれども、十分にひとつ漁業、今日まで先人が築いてまいりました漁業の

この実績というものをひとつ守り通していきまします施策を力強く進めていきたいと思いますのであります。

せっかく共補償や何かありまして、輸入ということになりますと、しり抜けになるぞというお話を申し上げたわけでありまして、それに伴ひまして、一つだけちよつとお聞きしておきたいのであります。時間ありませんから、基本的なことで日米水産物貿易問題ですね。これは二月には日米漁業協定改定交渉、三月には日米貿易小委員会及び日米漁業水産物貿易実務者協議、ここでアメリカからニシンの非自由化枠の運用の改善とスケトウダラの漁場買付けの増枠、これが報道されておるんですが、私も報道の範囲内しかわからないわけでありまして、これは北海道なんかのニシンにつきましましては、沿岸漁民の刺し網、これが大変な影響を受けるわけでありまして、スケトウダラにいたしましては昨年は一萬四千トンですが、これは四十万トンにいうことですね。現在もすり身の需要不振で市況が非常に軟化しておるという状況、しかもまた漁場買付けで大洋、日水、これは二社とも赤字になつておりますね。こういう中でアメリカからこういう強い要請があるというところ。これはもう漁業だけにとどまらないわけでありまして、特に体質的に非常に弱い、先ほど申し上げたような現状の中で、これは漁業だけで判断できることじゃない、全体の枠の中の議論なのかもしれないけれども、構造的に弱い漁業という水産物のこの貿易問題については、それなりの確固たる全体像の中できちつとした枠組みをつくつて将来像を描いていきまさんと、大臣も予算委員会、農産物等につきましては断固としてという非常に強い意思表示はあるんですけれども、そういう意思表示だけでこれが進められるのかどうか、それなりの裏づけなり、またそれをわが方の状況、ここの状況の説明だけで足りるわけじゃないだろうと思ひますけれども、相対的なこういう論議というのが、私理論構成というものがなければならぬだろうと私

は思ふんですけれども。漁業の非常に弱い体質的なものがあつて、そこへこういう問題、今日降つておいたように突然起きたわけじゃない、今日までもいろいろな徴候はあつたわけでありまして。しかしながら他産業と違つて一気に構造改善というのはなかなかできない体質、そういう中で苦悩はもろろあるんだらうと思ひますけれども、こういう問題がいま起きておりますので、これも日米水産物貿易問題についての事情ですね、現状です。どういふふうになるのか、またそれに対して水産庁として、大臣として、どのように基本的にお考えになつていらつしやるのか、これをちよつとお聞きしておきたいと思ふのであります。

○国務大臣(田澤吉郎君) 日米の農林水産関係の特にアメリカの要求というのは非常に強うございまして、しかも水産物の要求も依然として非常に強い要求があるわけでございます。しかしいま残存輸入制限品目の中の品目は、水産振興上重要な品目でございますので、私たちとしてはできるだけこれは手を染めないようにしたいという決意でいまアメリカといる折衝を始めていますわけでございます。

特にニシンの輸入問題についてでございますが、さきの日米小委員会、日米の実務者協議、これは大体四月の中旬行われると思ひます。ここで十分わが方の主張をいまして解決の策を見出してまいりたいと、こう考えております。

またもう一つ、スケトウダラの洋上買付けについてでございますが、これについての私たちの考えは、これはもちろん日米漁業交渉との関係でございまして、私たちとしては、この事業が採算ベースに乗ることというのをまず第一に考えなきゃいかぬと。もう一つは、洋上買付けの実施により、わが国の漁船が減船等を引き起こさないようにしてまいらなければいけない。それからもう一つは、買付け数量は米國漁船の能力あるいは漁場条件等を考慮すると。こういう三つの点を私たちは主張いたしまして十分理解を得たい

と、かように考えているのが私たちの主張であり、また現状でございます。

○藤原房雄君 四月の中旬ということのようでございますが、それまでに多角的な、多様なひとつ御検討をいただきまして、いずれにしましても、アメリカはやる気やうであるので、非常に構造的に弱い漁業ということでありまして、それなりに、御説明だけでは物事の解決にはならぬだろうと、ひとつ強くそういう面については今後主張し、またその実現をさしていただきたいものだと思ひます。これは予算委員会なんかで言わなきゃなんないこともありません。一次産業の多い地域というのは、地域発展、他産業とはどうしても比較にならないいろいろなハンディを背負つておるわけでありまして。そういう中で、先人が切り開いて今日までまいりました一つのものが、時代の推移とて言ひながら、それが大きく変えられたいことは、やっぱこれは政治として見過ごしておいてはならないことだろうと思ひます。以上申し上げまして、大臣の御認識、漁業に対しての取り組みの基本的なお話をいただいたわけでありまして。

ところで、この案件のことに入るわけでありまして、今度のこの第七次の整備計画につきまして、私もとしまして、私も公明党としまして、こういう時節にまた新しい観点で計画を充足させていこうという、そこにはいろいろな今日までの経緯、また今後に対してどういふ認識の上に立つてこの計画がつくられたのか、いろいろ考えさせられることはありますけれども、いずれにしましても、新しい計画のもとにこの漁港整備計画を実施しようという、このことについては反対するものでもございせん。しかしながら、細部にわたりました一つずつ見てまいりますと、やっぱ何点か疑義もあり、もつと積極的な姿勢がとれなかったのかという問題は何かあります。時間もありませんから、長々申し上げている時間もありまけんけれども、何点かにしぼつてその見解を

お聞きをしたいと思うわけであります。

最初第六次の整備計画の進捗状況については、粗々私どももそれなりに聞いておるわけでありますが、非常に今日こういう財政窮乏なところであり、計画自体にもそれ相当の工夫といえますが、必ずかしい面があつたことは私どもも十分承知するわけでありますけれども、物価上昇というものを考えまして、当初計画、また前期の第六次の計画、これと比較して、現実的にどれだけのものが整備計画の中に盛りられてこの計画が進むんだというかという、こういうことをいろいろ試算をいたして見たわけであります。

漁港等についてのデフレーターがあれば一番よろしいんですけれども、それじゃ、公共事業に關しての「建設統計月報」の中の建設物価調査会で出したものしかないわけで、精密な計算というのとはちよつと私どもでできなかったんですけれども、第六次と第七次と事業費の實質的な伸びというものがどのくらいだったのかという、こんなことをいろいろ計算をいたしますところ、数値は、デフレーターのとり方でいろいろの資料や何か違いますからあれなんですけれども、私どもの試算では、およそ第六次と第七次では百億ぐらゐ第七次の方で少ないのではないかという数値が出ておるんですけどね、この数値が正しいかどうかはわかりませんが、いずれにしても、大臣が相当漁業についての強い御熱意を持っていらつしやるわりには、こういう財政事情ですから、それは横に置いたといつしまして、そう大きな進捗というものは余り期待できないのではないか、こんな感じがしてならないんですけどね、この計画をつくるに当たりましたて、従来六次、それから今度のこの作成に当たつてのこれらについて、どういふ点に留意をし、そしてまた、金額だけでこれは見れるわけじゃないだろうと思ひますけれども、今後の沿岸漁業のあり方として、漁港整備に對してのこの策定に当たつて心した基本的なことについてまづお聞きしたいと思ひます。

○政府委員（松浦昭君） 今回の第七次の計画を策

定するに当たりまして私どもが最も留意いたしましたことは、現在の日本の漁業を取り巻いております新しい環境というものをできるだけ今回取り込んでいくと。それによりまして、特に日本の今後の漁業というものがこの漁港を中心に発展していくということを考えたわけでございます。

特にその中でも、先ほどもちよつと触れましたが、遠洋漁業というものは、これは外交努力もい

たしてまいりますけれども、二百海里の規制というものが強化されていくだろうと、そういうことを考えてまいりますと、どうしても日本の周辺の漁業、特に沿岸あるいは沖合いの漁業というものを振興させていかなきゃならぬと、このために必要なる漁港の施設というものを整備していくということが、何と申しましてもう今回の七次の計画の中心であるというふうに考えたわけでございます。また、そのほか避難のための漁港とか、その他につきましても十分考えたわけでございますけれども、さような点が今回の新計画の目標といたしまして特に配慮をいたしたわけでございます。

そこで、このような計画の内容のもとに、第六次、第七次の漁港の整備計画の内容を比較いたしてみますと、漁港の修築事業といたしましては、第六次は四百五十港でございましたが、今回は第七次は四百八十港ということで三十港ふやしております。それからまた改修事業につきましても、約八百二十港というのが第六次でございましたが、第七次が八百七十港ということで、五十港実質的にふやしておるわけでございます。

そこで、先ほど先生お尋ねになりましたデフレーターを使用いたしまして第六次計画と第七次計画を比較するその場合には、計画規模は場合によつては小さくなっているというふうに御説明になったわけでございますが、確かに、投資規模を比較する場合に、デフレーターといったようなものを使いましてこれを比較いたしましたとして、御指摘のような点があるうというふうに思うわけでございますけれども、私ども水産庁といたしまして最も中心、必要と考えましたのは、計画の事業費を

同じ年度の価格に換算いたしましたのでその投資規模を比較するということで、六次と七次を比較するという方法もあらうかと思いますが、一方におきまして計画内容、たとえば港数とかあるいは事業量というものを比較するということも大変重要でございまして、さような点で見劣りがしないということをわれわれとしては念願いたしましたわけでございます。

たとえば、漁港の機能という面から見まして最も重要なのは、一つの指標でございますが、いわゆる係船岸の充足率というものがございまして、現在の漁船が必要としている岸壁の長さ、これに對しまして、実際に今回の七次計画ででき上がつてまいりますところの岸壁のでき上がりが、いゝ、長さ、これを比較したものが係船岸の充足率ということでございますけれども、これは第七次におきましては充足率を五〇%ということでは考えられているわけでございます。これは第六次の計画におきまして五〇%ということでございます。漁船の隻数の増大あるいは漁船の大きさというよ

うなものが拡大していくことを考えますと、事業の効果がいたしましては、この五〇％を維持するということは決して並み並みのことでないわけでございます。さような意味では七次計画は六次に対しまして、このような究極の目的、漁港の効果といったようなことから考えますと、決して見劣りはしていないというふうに考えておる次第でございます。

また同時に、特にこれが完全な実施を図らなければならぬということは当然のことでございますので、国家財政きわめて厳しい折ではございますけれども、予算の確保に全力を挙げまして、このような目的が十分に達成できるように努力してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○藤原房雄君　それから、もう時間ありませんから長いお話できませんが、この調整費ですね、これは第六次では五百億、七次では一千三百億という。私どもから見ますと、私どもというよりど

こから見ましても、調整費というのは現実使われている金みたいなものであつて、これは社会の経済変動とかいふんなことを勘案してこういうものが設けられたんだと思ひますけれども、これは昔、古いころのはこれはなかつたわけですね。しかも、最近のこの第七次においては一千三百億という、二・六倍といふこんな大きな比率になつてゐる。そんなに見込まなければならぬのか。こういうこともやっぱりこれ全体の工事計画をダウンさせる大きな要因になつてゐるんじゃないかと思う。調整費の性格と、またそれが全体の総事業費にどういう影響があるのかないのか、そこからあたりどうでしょう。

○政府委員(松浦昭君) 調整費は、漁港整備長期計画を実施する過程におきまして、計画変更には至らないけれども相当な、重要な情勢が変化した場合というような、部分的に計画が当初の予測と違つたというような情勢が生じた場合に、これに対処する留保資金として常に公共事業の場合には用意しているものでございますが、確かに先生おっしゃいますように、いままでは、使うことをある程度まで検討したことはございまして実際に使つたことはございませんでした。今次の計画では、第六次五百億から第七次千三百億ということでふえておるわけではございますけれども、実は調整費は、第七次におきまして、全体計画が二兆二百億でございますので、全体事業費の中のおおむね六％でございます。過去の計画は、四次が八・七％、五次が六・七％、六次がこれは低くて三・四％ということで、その平均が六・三％でございますから、大体この千三百億というのは六％前後という従来の平均的な調整費をとつたものでございます。それからまた、ほかの公共事業を見てみますと、九計画平均で七％となつておりますので、この六％程度の調整費は他と比較して見まするときほど大きなものでないというふうに言えるわけでございますが、私も一番念頭にございますのは、この調整費等を除いた一兆八千五百億という実際に事業に使われますこの事業費

というものが、これがどの程度まで実際に漁港の整備に充てられるかというのを十分に頭に置いて検討いたしまして、地方とも十分相談の上でこの計画を決めておりますので、将来の漁港の整備に当たりましては、この程度の調整費を持ちましても実際上さほどの支障はないものというふうに考えている次第でございます。

○藤原房雄君 その運用といいますが、調整費の性格、ほかの事業なんかでもバランス、平均値を、今日までの計画の中の平均値ということですが、けれども、これはパーセントは確かにそうなのかもしれないけれども、今後の運用とかいろいろなこととひとつ実効のある姿にしてみたいということとを私は言っているわけなんです。

それから、もう時間ありませんのでこれ最後になります。全国の漁港大会に私ども何度か出させていたでいるんですけども、いつもこういう全国漁港大会がございまして、漁港維持修繕に対する国の助成ということについて決議がございまして、漁港維持修繕費に対する国庫補助制度の創設という項目が去年の八月、神戸で、三十二回の漁港大会でもございました。確かに完成した漁港施設の維持管理費用というのは大変なんです。地方自治体の管理者として負担能力を越えるという、こんなこともよく言われております。そういうことから、「漁港維持修繕費に対する国庫補助制度を創設し、漁港整備事業と相俟つて、真の基盤整備が図れるよう強く要望する。」という、これ毎回こういう地方自治体にとりましては特に頭の痛い問題として提起されておりますので、十分この問題については水産庁におきましても検討しておられることだろうと思っております。そういう御検討の中でこの制度がなかなか充足できないという点であることはもちろん、それは別にしまして、この制度がなかなか充足できないその原因というのはどこにあるのか。つくつたものの運営、これはもう地方自治体によりましては漁業一本といえますか、漁業が主産業だというふう

なところにつきましては大変な負担増になるところもございまして。この問題を一つ。

それと、いま地方自治体の負担が非常に多いというのを申し上げたわけですが、それに伴いまして、やっぱり今後の漁村の環境整備、これはいろんな事業がありますけれども、こういうことで、農業、漁業、林業、それぞれの立場はあるわけでありましても、漁業についての事業もいろいろ計画をされておりますけれども、こういうものと相まって漁業の振興策に對しましてひとつ特段の力を入れてもらいたいということを申し上げて、この事業の、いろんな事業ありますから一々いま申し上げませんけれども、その他のことについて総括的にひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(松浦昭君) まず、漁港の維持管理費でございまして、私も漁港大会に出まして、亀岡前大臣もお出になつて十分に伺つておたわけでございますが、この維持管理費につきましては、漁港法の規定によりまして維持管理に充てる費用ということで漁港の利用者から利用料が取れるという規定がございまして、これによつて維持修繕費は賄うんだというたてまえになつてゐるわけでございます。それからもう一つは、地方交付税法に基づきまして交付税の算定につきましてもこの積算の単位費用の中に入れております。そこで、一応国としては、交付税を通じて見てゐるんだという、そういうたてまえになつております。それから第三点は、やはり漁港の維持管理費について国が助成をしてほしいという御希望は十分わかりますけれども、一方におきまして、やはり財政事情が厳しい折からは、整備の現状等から見ましてまず漁港をつくり、あるいは改修するということの方が先決になりまして、どうしてもそちらの方に金が重点的にいくということが従来まで国が助成できなかった原因であらうというふうには、今回の整備計画の中におきましても実現をしておりますので、なかなか早急にこの点を実現す

ることはむずかしいというふうに考えておりますけれども、特に交付税の算定の内容その他につきましては十分今後とも注意してまいりますので、できるだけ地方団体に、公共団体に負担がからないうようにわれわれも配慮してまいりたいというふうに考えております。

それから集落環境整備事業につきましては、五、十三年から漁業集落環境整備事業というものを実施してございまして、生活環境というものは漁村の振興を図る上に非常に重要でございまして、この点につきましても今後とも努力をいたしてまいりたいというふうな考えでございまして、この計画の推進に当たりまして幾つかのむずかしい問題があるわけでございますが、今後とも私も漁港というものが単に生産の場あるいは流通の場ということだけではなくて、生活の場でもあるということとを頭に入れます。漁港の施設の運営というものをにつきましまして十分に留意してまいりたいというふうな考えでございまして。

○下田京子君 質問に先立ちまして、全体で十五分なんです、答弁簡単にお願いしたいということをお願い申し上げます。

で、第七次の漁港整備の長期計画というものは、とにかくその目的というのは、二百海里体制が本格化されてきたと、だから沿岸漁業あるいは増養殖、そういう漁業を重視していくんだと、こういうお話だと思ふんです。

で、お尋ねしたい点の第一点なんですけれども、この第七次の漁港整備計画が最終的に採択されたその結果はどのぐらいの修築率になりますでしょうか。

○政府委員(松浦昭君) お答えが、確実にお答えできるかどうかでございまして、第七次の修・改築率に對しまして実際決定された状態がどうかという、そういうお尋ねじゃないかというふうに思ふわけでございますが、修築事業要望が四百九十に對しまして決定四百八十、それから改修事業は八百八十に對しまして八百七十……

○下田京子君 いや、違う違う違う、そんな、もう時間ない、そんなこと聞いてない。

○政府委員(松浦昭君) ということではないかと思つたんでございまして。

○下田京子君 ああ、全部、漁港数が第一種、第二種、第三種、特定三種と第四種と合わせまして二千八百七十九港ございまして、それでもって第七次の採択数は四百八十でございまして、ですから、それは全体でどのぐらいになるかと、こう聞いたんです。一六・七％かと思ふんですが、間違いないですか。

○政府委員(松浦昭君) そのとおりでございまして。

○下田京子君 全体でそういうことであつて、特にその中で第一種については修築率どのくらいでしようか。

○政府委員(松浦昭君) 第七次におきまして、第一種の漁港が五・七％、第二種漁港が三八・七％、第三種漁港が七・八％、第四種漁港が四・二％でございまして。

○下田京子君 そうしますと、第一種というのは一番沿岸漁業あるいは増養殖漁業の振興上重要な漁港だと思ふんです。それが長官ね、五・七％ということでしょう。そうすると、目的に對する対策としては非常に不十分ではないかと、こう思ふわけなんです。で、今後そういうことをどういうふうに図られていこうとしてゐるのか。

○政府委員(松浦昭君) 御案内のように、第一種漁港及び第二種漁港はきわめて規模が小さいものでございまして、修築事業という形ではなくて、改修あるいは局改でこれを対処するということがかなりの部分に上るかというふうな思ひます。したがいまして、修築の事業の方は五・七％でございまして、改修の方は採択したのが三〇％近くなつております。

○下田京子君 いずれにしても全漁港数が第一種の場合には二百五十八あると、そういう中で、第七次の採択数は百二十三ですから、非常に少ないわけですね。で、そのほか別途対応をと

いうことなんですけれども、十分その点では十分であるという点を御認識の上に今後いろいろと対応していただきたいと思うわけです。

そこで予算規模の問題なんですけれども、大臣、この第七次の計画は、大臣は予算折衝の段階で最後までがんばったんだと、こうおっしゃって取ったわけなんですけれども、概算段階では五カ年で二兆五百億円だったと思えますね。それが実際には六カ年になりまして二兆百億円になりました。となりますと、年間概算段階では四千百億円でした。いま計画に出てきているのは年間で三千三百五十億円ということで一八%も出しちゃってるんですね。大変やっぱり当初の計画からもう後退していると思うんで、新たに決意を、見直しの決意でもってこの予算あるいは第七次の計画を十分にやり上げるように努力いただきたいと思うわけです。

○国務大臣(田澤吉郎君) さきにも御答弁申し上げましたとおり、この計画は新経済社会七カ年計画にのっとって策定されたものでございまして、したがって、この計画は政府としても実施に当たりましては、その達成については責任を持って考えている計画であるというところは、これは申し上げてよろしいと思うのでございますので、今後、そういう点で十分この計画の実施に当たっては責任を持って進めてまいりたいと、かように考えます。

○下田京子君 責任を持ってやりたいと、その決意はよろしいんですが、さっきも言いましたように、概算からむしろ実際に予算計上、事業計上の段階では単年度にすれば削られているわけですから、そこそこをきちんと押えて始まりますと、三カ年間の財政再建期間だということでは、ローベイスだ云々と、こう言われているわけなんです。何度か私はそのことを申し上げていますけれども、具体的なことでお尋ねしたい点なんですけれども、どうもこの事業の採択に当たっては、もう最初から枠がはめられているということを知っています。その話はいずれまたやることを聞いておきます。

にいたしまして、きょう具体的にこれだけは聞いておきたい、おかなければならないことなんですけれども、本当に沿岸で漁業が振興できるような施策をとるためには漁港の新しい指定の問題ですね、これまたひとつ重要なものではないかと思うんです。北海道でたとえば具体的にはお聞きしましたところ二十七港指定が出ているそうです。その中で伊達市の黄金とかえりも町の東洋だとか様似町の旭それから豊浦町の大岸、函館市の銭亀あるいはこれは釧路の千代ノ浦というふうなところがありまして、特に釧路の場合には現地にいろいろ御要望も聞いてきたし、本当に重要だということを感じてきたわけなんです。細かいことは時間がないので話すこともできないんですが、百六十九隻年間大規模利用されていて十八億九千九百四十一万六千六百円の水揚げも五十五年であるんだと、そういうところなんです。本当に計画は地元から吸い上げて、漁港の新指定の問題も含めて、本当に先ほどから言われているような決意に沿った漁業振興がなされるように取り計らっていただきたいと思うんですが。

○政府委員(松浦昭君) ただいま具体的な北海道の漁港の名前をお挙げになりましたその指定の状況でございますが、目下まだ手続中でございまして、七次の計画に関連した新規地区指定要望のうち三港につきましては、すでに御要望が上がつてまいりまして、漁港審議会の答申を得て指定の告示のための手続をとっております。そのほかはまだ御要望のものが二十数港あるというふうな何とおあります。三港以外につきましては関係省庁とも話し合いましたところでございますが、ただいまお話しになりました幾つかの漁港につきましても、まだ書類申請が北海道庁から上がってきていないというふうなお話も聞いております。そこで、われわれといたしましては、この二十数港につきましても調整が整い次第申請がなされるというふうなことを考えておりますので、検討の上早急に指定のための手続をとるといふふうに考えております。

○下田京子君 そこで、これは緊急なことで御質問をしたのは、三月の十九日ですか、パナマ船籍の貨物船アカデミースターという貨物船が救難を求めている、二十一日の未明座礁というふうな事態になっていることは御承知だと思ふんです。海上保安庁にお尋ねしたいわけなんですけれども、座礁の見通しはどうなのか。それからまた、船主等との接触等いかがか、その辺をお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(藤原康夫君) 座礁につきましては、現在油の漏れ取り、それから積み荷でございまして粉炭の漏れ取り、そういうことをやっておりますので、まあ当面観望をやるという形でございまして、まだ座礁につきましては、そこまですと及んでいないというのが現状だと思ひます。

船主との問題につきましては、われわれとしましては船主側と密接に連絡を取り合いますが、こうした油の漏れ取りとかあるいは粉炭の漏れ取り等についていままでも指導してまいったわけですが、一昨日ですか、現地でも現地の対策本部の人たちと会議が持たれたというふうな承っております。

○下田京子君 船主と密接につながっているというお話なんですけれども、じゃ船主はどちらでしようか。

○説明員(藤原康夫君) 現在来日しておられる方は、船主の代理の方でクレスト・インベストメントというところの代理というふうな同っております。

○下田京子君 座礁の見通しがまだ立たないというところなんですけれども、地元ではとにかく粉炭の回収を早くしてほしいと、それから座礁船の撤去ですね、そういうことについて速やかに対応して欲しいというところで、もう本当に毎日気をもんでいらつしてあるわけだ、そういう点で、海上保安庁として関係するところと手を打ってその地元の要請にこたえられるように御努力いただきたいと思ひます。

○説明員(藤原康夫君) われわれも精いっぱい努力をいたしたいと思ひます。

○下田京子君 そこで、水産庁にお尋ねしたいわけなんですけれども、もう一つ地元の皆さんは大変油で漁場が汚染されているという問題で、原形復旧を何とかしていただけないか。あるいはその被害額が相当額に上るので生活のめどが立たないとか、あるいはまた補償は全面的にというふうなこといろいろ出ておまして、三月二十九日、きのうですね、第一回目、船主の代理の方と話し合いもついていることは御承知だと思ふんですけれども、アカデミースター号が加入しているPI保険とかというところの金額がどうなっているかなんというところもよくわからないという話を聞いているんですよ。となりますと、やはり政府がそれなりに積極的にアドバース等も含めて地元の方々の要望にこたえていただかなければならないと思ふんですが、その辺の対応いかがでしようか。

○政府委員(松浦昭君) パナマ船の座礁による漁業被害につきましては、実は事故が起こりましてすぐに係官を派遣しまして、土曜日には研究部長にも行つてもらひまして被害の状況をつかんでおりますが、まだ被害そのものは正確なところはわからないという状況でございます。

そこで、この被害の補償問題でございますが、これにつきましては先生もよく御承知のように、いわゆる原因者負担の原則というものがございまして、これは絶対に貫かなければならないこととございまして、被害漁業者側と船主側との交渉によりまして問題を解決してもらおうというのが私の基本方針でございます。

すでに昨日、関係当事者間で話し合いに入っているというのを聞いておりますので、この話し合いがなるべく早く進みますことを期待しておるわけでございまして、水産庁としましては被害補償等に関する当事者間の交渉の推移を十分に見守りまして、必要に応じて円滑に問題が解決するように千葉県庁等を通じて指導してまいりたいというふうに考えております。

○下田京子君 大臣に最後に一言だけこの問題に

○喜屋武眞榮君　そうしますと、一応問題はな
のではないが、全般的には何とかうまくいって
る、また見通しも大丈夫と、こう判断してよう

ございますね。——それじゃ、今度は大臣にお尋ねしたいんですが、第六次の計画を一年おいて七次に切りかえるわけですが、そこでこの一応進捗率として七二％しかいってないわけですね。

〔委員長退席、理事宮田輝君着席〕

それが第七次に乗っかる。で、予算面では八千八百億から一兆二千億になったわけですね。そこで気になりますことは、いま時の行政改革、財政再建、この飛ばしつちをくらって果たしてこの計画どおり一〇〇％可能であると、こういう自信をお持ちでしょうか、また決意を持っておられるでしょうか、不安でしょうか、いかがでしょうか。

○国務大臣(田澤吉郎君) 御承知のように、第七次漁港整備計画策定の大きな要因は、先ほど来申し上げておりますように、二百海里規制の強化あるいは燃油価格の高騰等で水産業界の環境が非常に厳しい。

〔理事宮田輝君退席、委員長着席〕

そういう中でやはり何としても沿岸、わが国周辺水域の資源の維持、培養が必要である。そのためには何としても沿岸漁業の促進をしてまいらなければならぬ。その中心はやはり漁港の整備であるということから、この大きないわゆる社会経済の変化に伴いまして新しい計画を策定したわけでございます。いま御指摘のように、行財政改革のいわゆる非常に厳しい中でございまして、私どもは、特にこの計画を策定するに当たりましては新経済社会七カ年計画を基礎にしてこれが策定されているわけでございますので、すなわち六十年間までに公共事業全体を百九十九兆円にいわゆる策定された、それを基礎にしてのことでございます。これが実施に当たりましては責任を持ってこれを進めることができると、こう申し上げてよろしいと思うのでございます。

○喜屋武眞榮君 こうして話を進めておる間にまた気になるのは沖繩のことでございますが、沖繩の漁港に対してはどのように認識しておられますか。

○政府委員(松浦昭君) 海洋新秩序の定着に伴い

まして、先ほどから申し上げておりますように、わが国の周辺水域の重要性というものが非常に高まってきたわけでございます。それには特に多くの島嶼から成り立っております沖繩の周辺漁場というものの重要性は前にも増して非常に重大なものになってきているというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 どうも気になることがあるんですよ。第七次の計画によりまして、いわゆる指定希望の数とそれを採択された数を比較しますと、全国の場合には一六・七％になっておりますね。ところが沖繩は一四・一％なんです。採択率が落ちておりますよ。これはいまいましいやるところはあらなうですが、これはどういうわけなんでしょうか。

○政府委員(松浦昭君) 確かに採択率をとりますと全国の平均に対しては沖繩の採択率がやや低下しているということはございますが、これは事業の内容を見ていただきたというふうに思うわけでございます。私ども、第七次計画は特に離島が多い沖繩県の特長性というものを考えまして、沖繩本島につきましては、北部、中部、南部それぞれ中心となる漁港を重点的に整備するというところで考えてまいりました。特に沖繩の場合には県外船が非常に多いということもございまして、県外船の利用されます漁港につきましては、単に地元漁船のみを対象とするだけじゃなく、県外漁船も対象にしましてその規模を決定するということをやりました。それからいま一つ沖繩の非常に重要な特殊性は台風の常襲地帯であるということだろと思つて、この点につきましては、漁船の避難に関する配慮ということが非常に重要だというふうに考えております。この要請にこたえますために、特に第四種漁港には非常に注意をいたしまして、個別につきましてはかなりの配慮を払ったというふうに考えております。

第四種漁港につきましても改修事業、局部改良事業によつて所要の整備を図りまして、県内船、県外船ともに避難港あるいは前進根拠地として、十分に整備ができるようにと考えておる次第でございます。

○喜屋武眞榮君 時間も迫りましたので結びとして申し上げたいんですが、私が、なぜ沖繩の漁港に対してどのような認識を持っていらいしやるかということに対しては、どうしても本土に、さらに特に漁港の面からも変わった特殊事情があるといひますのは、一般論としては、二十七年もアメリカ支配下にあつて取り残されておつたということ、これは一般論になりませんが、ところが、このことをどうしても配慮してもらわなければいけない、こういうことが、離島県であつて多島県であるということでございます。島々が多いということが一つの特徴ですね。そして、今度は漁港としての任務もあつて、交通の港でもある、島から島との連絡の港、こういう特殊性を持つておると、それから、本土の漁船が南方漁業へ行き帰るときその寄港地になつておる、よりどころになつておるんですね。餌料、燃料の補給基地。そういった、沖繩県の漁民だけの問題じゃなく、それから、南方漁業は、当然あると、こういった立場から、特殊な避難港としての施設も大事ですが、それぞれの漁港にも避難港のなひとつ施設がどうしても必要なんだと、こういうことが他県の漁港と著しく変わる特色であります。そういう情勢の中で、さらに復帰十年ですけれども立ちおくれておると、こういうことをぜひ理解していただきたというところ、そして、最後に、漁港の機能を十分に発揮していくためには、どうしても関連として陸上の施設も充実さしていかなければならない、漁港の十分な機能を発揮することができない、といひますことは、一例を申し上げますと、八重山の与那国の漁協に私行ったことがありますが、もうとろけるようなマングローブがいつぱいあるとされておるんです。驚いて、

どうしてこんな、もつたないんじやないかといいましたら、島では消化できない、だからといって本島やあるいは本土にこれを持っていくこともできないと、こういう悩みを訴えておつたんですね。そこに大型冷凍装置、冷蔵庫の、こういうものの関連と流通機構の問題、みんな関連してゐるわけなんです。そういうことで、離島設備の充実、これも含めてひとつ長官と大臣の御決意を、御所信をお伺いしまして終わります。

○政府委員(松浦昭君) 先ほどお挙げになりました沖繩県の漁港の特性につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、第七次につきましてはその観点からかなり配慮いたしまして今回の整備計画をつくつたつもりでございます。それから同時に、漁港の機能を発揮させるためには、特に陸上の施設が一体になつていなければ、特に沖繩県の特長性といひまして冷凍冷蔵設備、これが一体になつていなければいけません。これが、これは沖繩県水産産業構造改善特別対策事業というのを特に起こしましてこれは事業を執行してるところでございます。特に亜熱帯地における沖繩県の地理的的特性も十分に考えまして、五十三年から始まつた事業の四年間の実績を見ていただきました。製氷冷蔵施設の設置は十一件、事業費九億円というところで、全体事業費の四六％を占めております。このようなことで、冷蔵冷凍施設については特に力を入れてやつていくということでございます。今後ともこのような、先生御指摘の沖繩県の特長性というものを十分考えました上で漁港の整備に当たつてまいりたいというふうに考えてるわけでございます。

○国務大臣(田澤吉郎君) いま長官から答弁されたとおりでございます。私といたしまして、やはり離島であり、多島であり、しかも台風の常襲地帯でもある沖繩の特性を十分配慮して今後対策に万全を期したいと、かように考えます。

○委員長(坂元親男君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(坂元親男君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御意見もないようでありますから、これより直ちに採決に入ります。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件を承認することに御賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(坂元親男君) 全会一致と認めます。

よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

川村君から発言を求められておりますので、これを許します。

○川村清一君 私は、ただいま承認されました漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び第二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件に対する附帯決議(案)

漁港は、漁業の最も基礎的、かつ、重要な生産基盤の一つであり、漁業地区住民の生活とも密接な関連をもつ公共施設である。しかるに、その整備は、近年立ち遅れる傾向にあり、海洋新秩序の定着に伴う沿岸漁船勢力の増大、漁港への陸揚量の増加、石油ショック後の燃料価格の高騰等の漁業をめぐる情勢の変化に十分対処できないおそれが出てきている。

よって、政府は、その整備を促進するため、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、財政再建下での新漁港整備計画の発足にかんがみ、その期間内完全実施を図るため、必要な予算の確保につき最大限の努力を尽くす

こと。

二、新漁港整備計画の実施に伴う地方負担の増大に対処するため、地方交付税の確保等必要の措置について、遺憾なきを期すること。

三、事業の実施に当たっては、漁港における機能の増進を図るため、沿岸漁業構造改善事業、水産物流通加工拠点総合整備事業等関連する諸施策との整合性を十分考慮すること。

また、沿岸漁業等の振興のため、計画期間を同じくする第二次沿岸漁場整備開発計画との連携にも留意しつつ効率的な事業の実施を図ること。

四、生活環境の整備が著しく立ち遅れている漁村の現状にかんがみ、漁業集落環境整備事業を引き続き実施すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(坂元親男君) ただいま川村君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(坂元親男君) 全会一致と認めます。

よって、川村君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田澤農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。田澤農林水産大臣。

○国務大臣(田澤吉郎君) ただいま御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後極力努力をいたしてまいります。

○委員長(坂元親男君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(坂元親男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(坂元親男君) 松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに質疑は終局しております。

この際、本案の修正について、坂倉君及び下田君から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。坂倉君。

○坂倉藤吾君 私は、本案に対し、修正の動議を提出いたします。

提出します日本社会党の修正案の趣旨を御説明いたします。

修正案は、ただいまお手元に配付のものでありまして、内容は簡明でありますので、骨子の説明は省略させていただきます。

以下、修正の理由を申し上げます。

第一点は、法律名称についてであります。

政府提出案は、過去五年間の事業失敗の反省に立って、特別伐倒駆除を初め、樹種転換などを含めた総合対策に転換しようとするものであり、名は体をあらわすのとえにもあるとおり、その法の目的、内容にふさわしい法律名称に改めるべきであります。これは単なる形式的問題ではなく、批判の大きかった現行法から大きく転換すること

を名実ともに明らかにし、国民の協力を得て、実効を上げるためにもきわめて重要なことと考えるからであります。

したがって、わが党の松くい虫被害対策の総合的推進に関する特別措置法の修正法律名称こそ本法律の目的、内容にふさわしいものであります。

第二点は、修正案第三条にかかるところで、生活環境及び自然環境保全上、特別防除を行ってはならぬ場合の必要最小限の定めを法律条項に明記しようとするもので、この点は、過去五年間行政指導にゆだねてきた結果、関係住民との間に多くのトラブルを発生させました。現行法成立の際の

本院附帯決議第三項では、薬剤散布の経時的調査の実施とともに、被害を生じた場合の散布中止、原因究明並びに円滑、適切な損害賠償を政府に求め

ておるわけでありますが、その趣旨は生かされ

ず、政府はもっぱら都府県に任せ、被害実態すら十二分に把握されていないことはきわめて遺憾であります。したがって、わが日本社会党は、人体、生命等にもかかわる特別防除に起因するトラブルを再び惹起せしめないためのものとして修正を加えるところであります。

第三点は、第八条についてであります。本条は、農業、漁業等利害関係者の被害被害防止に必要な措置内容を規定するものであります。したがって、その措置に関し、当然のこととして関係農業業者の協力を得ることが前提であります。しか

し、今日まで、関係農業者等への協力の求め方に適切と言えない実態にかんがみ、関係農業者等の生活権擁護の立場からも、被害未然防止の立場からも、わが修正案第八条の、「同意を得るよう

に努める」のは薬剤散布当事者の最低の努力義務であり、きわめて妥当であります。また、それが本法の目的遂行上の原点でもあるからであります。

以上が、修正の趣旨と主な理由であります。各党、各委員の御賛同をお願いいたします。説明を終わります。

○委員長(坂元親男君) 下田君。

○下田京子君 私は、日本共産党を代表して、本案に対し修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

日本を代表する樹木の一つである松が、全国各地でマツクイムシに荒らされておられ、国土と緑を維持する上で、この被害を終息させることが急務であることは言うまでもありません。

わが党は、今回の政府案が現行法と異なり空中散布一辺倒のやり方を改め、被害木の特別伐倒駆除や、マツクイムシ被害に強い樹種への転換を法律に取り入れるなど、被害対策を総合的に進める

上で一定の前進があることを評価するにやぶさか

ます。
このため、糖価安定制度について所要の改正を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、新たに、異性化糖を蚕糸砂糖類価格安定事業団の売買の対象とすることであり、異性化糖につきまして、一定の場合に、同事業団による売買を行うことにより、砂糖との価格調整を行うこととしております。この場合の売買差額の算定は、輸入糖の場合に準じた方法によることとしております。また、その水準につきましては、異性化糖が砂糖の価格形成に及ぼす影響の程度等を考慮して定めることとしております。

なお、異性化糖の事業団売買に伴う収入の見込みに応じ、砂糖の売り戻し価格を修正することとしております。

第二は、さきに述べました市価参酌措置を円滑に行うため、輸入糖及び異性化糖の蚕糸砂糖類価格安定事業団の売り戻し価格につきまして、その特例措置を定めることとあります。すなわち、砂糖の市価がいわゆる形成糖価を下回っている場合等において、各企業につき一定の数量を超える輸入糖及び異性化糖についての売り戻し価格は、通常の売り戻し価格に一定額を加えた額とするものであります。

この一定額は、砂糖の供給数量の増加が砂糖の市価等に及ぼす影響の程度を考慮して定めることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(坂元親男君) 以上で趣旨説明は終わりました。

次に、補足説明を聴取いたします。渡邊食品流通局長。

○政府委員(渡邊文雄君) 砂糖の価格安定等に関する

する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明におきまして申し述べましたので、以下その内容につき、若干補足させていただきます。

まず第一に、目的規定の改正について御説明いたします。

新たに、異性化糖を蚕糸砂糖類価格安定事業団の売買の対象とし、砂糖との価格調整を図ることとしておりますので、目的規定について、異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置を加えることとしております。

第二に、異性化糖の砂糖との価格調整についてであります。

輸入糖につきましては、平均輸入価格が国内産糖の合理化目標価格に満たないときは、蚕糸砂糖類価格安定事業団の売買を通じてその価格調整を図ることとしておりますが、異性化糖につきましてもこの輸入糖に準じて価格調整を行うこととしております。すなわち、異性化糖の製造者は、製造した異性化糖をその製造場から移出する場合、異性化糖の平均移出価格が異性化糖調整基準価格に満たないときは、その異性化糖を事業団に売り渡さなければならぬものとし、同事業団は、その買い入れた異性化糖を当該異性化糖製造者に売り戻さなければならぬものとしております。

輸入糖の平均輸入価格に当たります異性化糖の平均移出価格は、原料でん粉の価格、異性化糖の標準的な製造販売経費を基準として定めることとしております。また、異性化糖調整基準価格は、国内産糖合理化目標価格を異性化糖の価格に換算して定めることとしております。

異性化糖の売買差額につきましても、輸入糖に準じ、異性化糖の平均移出価格と異性化糖調整基準価格との差額に一定率を乗じて算出することとしてしております。

なお、売買差額の水準につきましては、異性化

糖が砂糖の価格形成に及ぼす影響の程度等を考慮して定めることとしております。

第三に、輸入糖の売り戻し価格の修正についてであります。

新たに、異性化糖を蚕糸砂糖類価格安定事業団の売買の対象として砂糖との価格調整を図ることとしたことに伴い、輸入糖の売り戻し価格について、異性化糖の事業団売買に伴う収入の見込みに応じて所要の修正を行うこととしております。

第四に、輸入糖及び異性化糖の売り戻し価格の特例措置についてであります。

国内産糖につきましては、蚕糸砂糖類価格安定事業団の売買を通じてその価格支持を図ることとしておりますが、その売り戻し価格の決定に当たりましては、砂糖の市価を参酌することとされております。このため、砂糖の市価の参酌を円滑に行うための措置として、輸入糖及び異性化糖の売り戻し価格について特例措置を定めることとしております。

すなわち、砂糖の市価がいわゆる形成糖価を下回って推移し、または推移するおそれがあり、これにより同事業団が行っております国内産糖の売買業務に支障が生じ、または生ずるおそれがあるときにおきましては、各企業ごとに定める一定の数量を超えて事業団売買されます輸入糖及び異性化糖の売り戻し価格につきましては、通常の売り戻し価格に一定額を加えた額で売り戻すこととしております。

この一定額につきましては、砂糖の供給数量の増加が砂糖の市価などに及ぼす影響の程度を考慮して算定することとしております。

以上のほか、事業団売買をした後でなければ異性化糖を移出してはならないものとする、異性化糖を製造しようとする者の届出など所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、異性化糖の事業団売買につきましては、昭和五十七年十月一日以降移出されます異性化糖から行うこととしております。

以上をもちまして、砂糖の価格安定等に関する

法律の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(坂元親男君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十二分散会

(参照)
松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案(坂倉藤吾君提出)

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

題名の改正規定中「松くい虫被害対策特別措置法」を「松くい虫被害対策の総合的推進に関する特別措置法」に改める。

第三条第一項の次に二項を加える改正規定のうち第三項中「生存する松林」の下に「、家屋、学校、病院、水源地等の周辺の松林」を加える。

第四条の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四項第三項及び第四項中「実施計画」を「都道府県実施計画」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、都道府県実施計画のうち特別防除に関する事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該事項に係る部分について、環境の保全を目的とする団体その他の団体であつて農林水産省令で定めるものの意見を聴取する等の措置を講ずることにより、これらのものの理解を深めるように努めなければならない。

第四条第三項及び第四項を改め、並びに同条の次に一条並びに見出し及び二条を加える改正規定中「第四項第三項及び第四項中「実施計画」を「都道府県実施計画」に改め、同条」を「第四条」に改め、同改正規定のうち第四条の第三項及び第四条の四第二項中「松くい虫被害対策特別措置法」を「松くい虫被害対策の総合的推進に関する

特別措置法」に改める。

第八条の改正規定中「改める」を「改め、同条に次の二項を加える」に改め、同改正規定に次の二項を加える。

2 松林群において特別防除を行う者は、前項の規定による措置の内容について、農業、漁業その他の事業を営む者であつて当該特別防除によりその行う事業に被害を受けるおそれがあると認められるものの同意を得るよう努めるものとする。

3 松林群において特別防除を行う者は、特別防除を安全かつ円滑に実施するため、特別防除を行う松林の所在、その実施時期その他必要と認められる事項を地域住民等関係者に對し周知させるよう努めるものとする。

第十二条の改正規定中「松くい虫被害対策特別措置法」を「松くい虫被害対策の総合的推進に関する特別措置法」に改める。

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案（下田京子君提出）

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条の改正規定中「第三条第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項」を「第三条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「中央森林審議会」の下に「自然環境保全審議会」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項」に改め、同条第二項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 松くい虫の被害を受けた松の樹木の利用対策の推進に関する基本的な事項

六 松くい虫の被害を早期に終息させるために必要な総合的研究の促進に関する基本的な事項

第四条第三項及び第四項の改正規定中「第三項及び第四項」を「第三項中「実施計画」を「都道府県実施計画」に改め、「都道府県森林審議会」の下に「都道府県自然環境保全審議会」を加え、

同条第四項」に改める。

第五条第一項の改正規定中「改める」を「改め、同条第三項中「所有する者」の下に「及び農林水産省令で定める当該区域の周辺の区域に住所又は事業所を有する者」を加える」に改める。

第八条の改正規定中「を加え」を「を」とともに「の下に「人の健康及び」を加え」に、「改める」を「改め、同条の次に次の二条を加える」に改め、同改正規定に次の二条を加える。

（特別防除により被害が生じた場合の措置）

第八条の二 松林群において特別防除を行う者は、特別防除の実施により、人の健康又は農業、漁業その他の事業に被害を及ぼしたときは、直ちに、特別防除を中止し、その原因を究明しなければならぬ。

2 前項の場合においては、松林群において特別防除を行う者は、その原因が究明され、かつ、被害を及ぼさないようにするため必要な措置が講ぜられた後でなければ、特別防除を行つてはならない。

（無過失責任）

第八条の三 松林群において特別防除を行う者は、前条第一項の被害を受けた者に對し、その損害を賠償する責めに任ずる。

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は三月十九日）

一、砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本農業再建・食糧自給率向上のための食糧制度拡充に関する請願（第二一三二二号）
一、オレンジ・果汁・牛肉等の輸入自由化、枠拡大反対に関する請願（第二一七四号）
一、農畜産物輸入自由化反対に関する請願（第二二五四号）

一、昭和五十七年度畜産物政策価格並びに畜産経営の強化に関する請願（第二二五五号）

第二一三二二号 昭和五十七年三月十六日受理

日本農業再建・食糧自給率向上のための食糧制度拡充に関する請願

請願者 静岡県袋井市小山八五七 大場しげ 外四十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第二一七四号 昭和五十七年三月十七日受理

オレンジ・果汁・牛肉等の輸入自由化、枠拡大反対に関する請願

請願者 和歌山市美園町五ノ一ノ一和歌山県農業協同組合中央会会長 横矢乾 外六万六千七百九十九名

紹介議員 玉置 和郎君 前田 勲男君

欧米各国より対日貿易の不均衡は正として我が国に市場開放要求が強く出されてきているが、農畜産物貿易については、過般の日米通商交渉並びに東京ラウンドにおいては、その取扱いが決定されているにもかかわらず、政府においては、関税率の前の倒し引下げ、非関税障壁の撤廃、自由化、枠拡大が実施されようとしている。農業生産者は、過剰化傾向のなかで、需給調整と生産性の向上に、日夜努力しているにもかかわらずこうした処置が実施されるならば、日本農業の崩壊は明白であり、断固容認することはできない。よつて、オレンジ、果汁、牛肉等の農畜産物の輸入自由化並びに枠の拡大を絶対しないようにされたい。

第二二五四号 昭和五十七年三月十八日受理

農畜産物輸入自由化反対に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の九一ノ五ノ三 八茨城県議会内 常井文男

紹介議員 郡 祐一君

我が国に對する米國などからの農畜産物輸入の自由化及び輸入枠拡大の要請は極めて強くなつてい

る。今日における貿易不均衡の問題は、我が国の産業構造に起因するものであり、農畜産物輸入の自由化等によつて解決し得ないものである。現在、輸入制限を行つてゐる農産物は、本県農業のみならず我が国農業振興上いづれも極めて重要な品目である。よつて、次の事項を踏まえて対処するよう特段の配慮を要望する。

一、落花生、こんにやく、トマト加工品及び牛肉等の輸入自由化は行わないこと。

二、茶、くりなど既に自由化されている品目については、国内生産の振興を妨げないよう秩序ある輸入の指導を徹底すること。

第二二五五号 昭和五十七年三月十八日受理

昭和五十七年度畜産物政策価格並びに畜産経営の強化に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の九一ノ五ノ三 八茨城県議会内 常井文男

紹介議員 郡 祐一君

畜産物の需給不均衡に伴い畜産物価格が長期的に不安定となることが予測されるもとにおいて、畜産経営の安定を図るためには、輸入を含めた畜産物の需給調整の強化と畜産物の価格安定対策等の充実が重要であると考えられる。ついで、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

一、昭和五十七年度畜産物の安定価格及び保証価格等については、再生産が確保し得る価格を設定するとともに、加工原料乳の限度数量については、需要拡大を織り込んで設定すること。

二、畜産物及び畜産加工品等の輸入については、国内産畜産物の優先供給を基本とし、国内生産を圧迫しないよう十分配慮すること。

三、養豚経営、肉用牛経営を改善し、安定を図るための長期低利金融制度を創設し、畜産経営の利子負担の軽減措置を講ずること。

四、飼料備蓄制度及び配合飼料価格安定基金制度を強化するとともに、飼料用麦、飼料作物の生産流通を図るほか、未利用資源の畜産利用を促進すること。

五、畜産物の消費普及活動、新製品の研究開発など消費拡大対策を強化するとともに、流通改善など施策を充実し、畜産物需給の均衡的拡大策を講ずること。

六、海外からの強い要請がある牛肉及び牛肉の調整品の自由化は絶対に行わないこと。また、牛肉の輸入枠は現行以上に拡大しないこと。

第四号中正誤

へし 段 行 誤 正

四 一 五 三 時 一 時

昭和五十七年四月十二日印刷

昭和五十七年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K